

競売制度研究会（第26回）議事録

日 時 平成20年2月25日（月）午後6時から午後9時まで
場 所 きんざいセミナーハウス2階会議室
出席委員 山本座長，岩井委員，笠井委員，久米委員，越山委員，小林委員，下村委員，田作委員，松下委員，山下委員，山田委員，山野目委員，吉田委員
議事内容 以下のとおり

- 本日，第26回になりますが，研究会を始めたいと思います。
なお，前回はご議論いただいたような形で議事録を残すということになった関係で，本日から速記の方にお入りいただいて，正確な形で詳細な議事録を作成するということですので，ご理解をいただければと思います。
それでは，まず配付資料の確認を，〇〇さんのほうからお願いします。
- 本日の配付資料は1種類でございまして，「研究会資料18」の「研究会報告書（案）（その1）」でございまして，また送付が直前になってしまっていて，まことに申しわけありませんでした。なお，「（その1）」とした趣旨は，今後ご議論を踏まえて改定して，バージョンアップしていくという趣旨でございまして。
以上でございまして。
- それで，本日は，この「報告書（案）（その1）」について，これをたたき台としてご議論をいただくということです。最終的にはこの研究会報告書が，「（その何）」になるかわかりませんが，バージョンアップをして，最終的な報告書に仕上げていくということでもあります。
研究会全体としては，まだあと2回，3月に2回残っておりますので，この報告書（案）についてご議論をいただく機会は，その2回あるわけでありまして。そこで，本日は，今後の議論に向けて，全体をご理解いただいて，全体に粗粗のご議論を，とりあえず全体を対象に行っていただくということ

やりたいと思います。

したがって、大きくは前半と後半ということで、この構成は、事前にごらんいただいたかと思いますが、第1がその研究会の「経緯等」が最初の2ページにありまして、その後、第2に「我が国の競売制度の現状」ということで、3ページから10ページまでございます。第3が「諸外国の競売制度」ということで、これが11ページから始まって、26ページまでですね。27ページからが「第4 我が国の競売制度の改善策として取り入れるべき点の有無、内容」ということで、これが最後まで続いているという構成になっております。

おそらくこの第4の部分がかなりご議論があるというふうに思われますので、まずとりあえずはこの前半は第1から第3までの点を事務局からご説明をいただいて、先ほどのような粗粗の議論、おおむね目安としては40分程度の時間をこれに当てられればというふうに思っているところですが、この第1、第2、第3という点についてご議論いただくと。残された時間、この第4の部分のご説明とご議論に当てたいという、大体そういうような段取りを考えております。

そういうような感じでよろしゅうございますか。

それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず最初に、先ほどのところで、第3までの部分を事務局からご説明をいただければと思います。

- それでは、前半の部分ですけれども、第1の部分から第3の部分まで、私のほうからお手元の資料に沿いましてご説明をさせていただきたいと思えます。

ただ、時間の関係もありますので、ポイントだけ簡単にご説明を、私のほうからはさせていただくことにしたいと思います。

まず第1でございまして、これは研究会設置の経緯、その背景には、規制改革会議の3か年計画がございまして、その経緯を記載したものでございまして。

それから、第1の2の部分は、「研究会の概要」と題しまして、メンバー、あるいはどういう研究スケジュールでどのような研究をしたかということを中心に記載してございます。

それから、3ページから第2に入りまして、第2に記載してございますのは、「我が国の競売制度の現状」ということで、この中は、大きく分けて4つのパートに分かれております。まず第1は、「競売制度の内容・特徴」ということでございますが、主に手続の流れ、あるいは諸外国と比較しての我が国の民事執行、特に不動産担保競売の特色が記載してございます。手続の流れは、1のところの(2)から、手続の時系列に沿った形で書いてございまして、(3)のところは、「競売物件の買受人」ということで、自己競落の多寡について記載してございます。(4)のところは、「債務者・後順位抵当権者の保護」として、いかなる制度があるかと。(5)のところは、我が国が「消除主義」及び「剰余主義」をとっているというところを記載してございます。

それから、第2のところのパート2でございすけれども、ここは法改正の経緯を記載してございます。現行の民事執行法制定以前の競売制度の問題点として(1)。それから、それに対応するために民事執行法は制定されたということで、その内容が(2)。さらに、民事執行法制定後の改正の経緯が(3)に記載してございます。

その上で、パート3としまして、「運用の現状」ということで、現在の売却率あるいは処理期間というようなことが記載してございます。

最後のパート4でございすけれども、これは不動産競売の現状についてのヒアリングの結果を記載してございます。ヒアリングの結果自体は、現在の競売制度の現状プラス、改善策についての意見も求めているわけですが、ここで、ヒアリングの結果を2つに分けまして、この我が国の競売制度の現状に合わせてヒアリング、その部分についてのヒアリングの結果をまとめたものでございます。

その中で、売却率がどうかとか、現況調査、3点セットの要否、あるいは下限規制の要否等、本研究会でご議論いただいたポイントに沿って、項目立

てをしてございます。

最後に（５）として、「任意売却の実情」についても議論が出ていましたので、それをまとめたものでございます。

以上が、第２として「我が国の競売制度の現状」でございますが、第３、これは１１ページからでございますけれども、「諸外国の競売制度」ということで、これは「はじめに」ということで、どこを調査したのかということに記載してございまして、１２ページの２のところから、「アメリカ」、「イングランド」、「フランス」、「ドイツ」の順番で記載してございます。ほぼ手続の流れ及び各国の制度の特徴というものをまとめたものでございまして、今、作業中で、申しわけありませんが、本日は間に合わなかったんですが、各国について調査研究に当たられた委員の方々等の報告書を別添させていただく予定であります。その関係で、要点のみをかいつままで、報告書には記載しているということでございます。

まず「アメリカ」につきましては、「概要」ということでまとめた上で、（２）のところでは、調査対象になりました州等における競売制度の特徴ということで、まず司法競売の有無、あるいは司法競売、非司法競売の利用傾向、それから、１３ページのウのところでは、司法競売の手続の流れ、エのところでは、非司法競売の手続の流れと。それから、全体的に非司法競売のメリット、デメリット。そして、引受主義、あるいは自己競落が多いか、少ないかと。そして、債務者保護等の制度の有無ということでまとめております。

１６ページから、「イングランド」に入りまして、同じように、まず「概要」を持ってきまして、その後、手続の流れ、そして、イングランドの制度の特徴、引受主義なのかどうかとか、それから、債務者保護の手続として、どんなものがあるかというような、同じような観点からまとめております。

フランス、ドイツも同様でございまして、手続の流れと、そのポイントになっておりますところの特徴をまとめてございます。それが第３のところでございます。第３のところは２６ページまでということでございます。

以上、簡単でございますが。

- ありがとうございます。それでは、本日は、先ほどのような趣旨でございますので、特に区切ってということではなくて、今の部分について、全体的にご意見をお伺いできればというふうに思います。どなたからでもよろしくお願いいたします。どうぞ、〇〇委員。
- 大変きれいにまとめていただいております、特段強い異論があるというわけではないんですが、お願いというか、ほんとうに私見ですけれども、こういう観点も入れていただいてもいいのではないかとということで、一言あれなんですけれども、我が国の競売制度の現状といいますか、現行制度をどう評価するかという中において、私自身は、この差押えが処分禁止効を持っており、かつそれが手続相対効でもって、平等主義を非常に重視した形のものになっているという部分であるとか、それからあともう一つは、執行法184条の保護の制度ですね。買受人保護の制度など、非常に安定した手続が確保されようとしているというところについて、現行制度は非常に評価、私個人としては評価したいなというふうに考えておるところなものですから、現状制度に触れる上で、その売却の手順のこのみならず、そういった手続的な安定等の視点も入れて、若干補足をしていただけますとありがたいかなというふうに思いましたという、ちょっと感想的なものですけれども。
- ありがとうございます。いかがでしょうか。
- 今の〇〇委員のご意見は、できるだけコンパクトにまとめようという中で落ちてきた重要な論点だと思いますので、検討してみたいと思います。
- それでは、先生どうぞ。
- この運用の現状のところでございますが、民事執行法の改正、運用上の工夫のほか、不動産市況の状況など、さまざまな要因によって売却率上昇、処理期間短縮というふうなストーリーになっているわけでございますが、実際には、この不動産市況の状況がどれだけ改善されたのかということが売却率あるいは期間の短縮とほぼ直接的に連動したデータが見つかるはずですので、そのあたりの分析を入れる必要があるんじゃないかということと、あともう

一つ大きな要因としては、東京地裁、大阪地裁管内とも91年から2001年ぐらいにかけて、処理要員が東京地裁は3倍増ぐらいになっているはずなんですよね。そのために期間、順調に処理が進んだというようなことも強くあるはずでして、このような流れで見ますと、制度の改善をみんな頑張ってきてきたからうまくいって、あたかも制度の、これ以上の直しの余地がないんじゃないかという予断を招きかねない流れになっているので、そのあたりはちょっと注意されたほうがいいのではないかとということでございます。

- ありがとうございます。よろしいでしょうかね。
- ええ。ちょっとご意見いただいて。
- はい。ほかにいかがでしょうか。
- では、細かい点ですが。皆さんが考えている時間に。非常に細かい話なんですけど、14ページの注の13に、権原保険の話が出てきて、その中に、ファイリングの話が出てきますけれども、記載はこれでいいんですけど、物的編成じゃなくて、人的編成だから、物事に権利を可視的に見る、物事に権利がどうなっているのかとか、一覧することは非常に難しいということをつけ加えたほうが、一言、二言でいいと思うんですけど、必要なのではないかと。つまり、その登記というインフラがあるかないかというのは、日米の大きな違いの一つだと思っていますので、それほど長い記述をかける必要はないと思いますけれども、ご検討いただければ幸いです。
- よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。私もちょっと、時間つぶしじゃありませんが、16ページの「イングランド」のところなんですけど、このアの「請戻権喪失手続」のほうの「請戻権」の「請」の字が、アメリカと違ってはいるんですけど、これは制度としては同じような制度なんですよね。そうではないですか。英米法では、この「請」を使うのが普通だとか、そういうのがありますか。
- いえ、多分、ワープロで最初に出てきた文字じゃないかと。事務局からもお問い合わせをいただいたんですけど、論文を書いたときにどうしてこっちを選んだのかはちょっと覚えてないので。統一する必要があるれば、統一して

いただいたほうがわかりやすいのではないかと思います。

- いや、それほどの頻度がないのかもしれませんが。それはご検討いただければという程度のことです。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

- 特にアメリカの競売制度のところ、読んでいて、ちょっと幾つか気になった点がありましたので、ご指摘させていただきたいと思います。

まず13ページの下3行のところですね。「非司法競売のメリット」で、速いだけけれども、その大きな理由は、司法競売のほうでは、判決を経て進めていくからというような表現が入っているんですが、確かにそれはそのとおりだとは思いますが、ただ、アメリカの判決というのは何か非常に迅速なイメージがありまして、これは日本の判決のイメージと随分違うのではないのかなというような感じがしておりまして、ちょっともし、このような形で、アメリカの場合には、司法競売が判決があるために非司法競売のメリットがあるにすぎないんだというふうなことをもし言いたいのであれば、実際にアメリカの判決手続はどれだけの時間がかかっているかというような実証的なデータが必要ではないかということが一つでございます。

それから、2つ目、15ページ目のところですね。上から8行目、9行目あたりですが、債務者の利益を保護するための制度を設けている州が多いというふうに書いてありますが、確かにここで例示で掲げているところでも、このような制度があるということで、研究成果として報告いただいているとは思いますが、全体として多いかどうかというような価値判断になってきますと、トータルの州でちゃんとチェックした上で言うということが必要になってくるのではないかということで、ちょっと予断を招くような形はないように、もしこういうことを言い切るのであれば、根拠を示す必要があるのではないのかなということでございます。

それから、もう一つ、ちょっと戻りまして、14ページの上から3行のところですね。この「非司法競売のデメリット」というようなことで、この売却後に手続の瑕疵を主張されるというようなところでありますが、これは確

かに司法競売に比べて、非司法競売のデメリットとしてこういうことがあるということであれば、そのあたりは何を根拠に言っているのかということを示す必要があるのではないかとということがちょっと気になったということでございます。

以上でございます。

- それでは、もしあれでしたら、それぞれ今の。3点ございましたので、まず第1点としては、判決のお話ですね。
- はい。今、先ほど〇〇委員は、アメリカの判決は速いイメージがあるという言葉を使われましたが、そのイメージの根拠はちょっと私も非常に関心があるんですけども、ただ、〇〇委員ご自身が書かれたもので引用されていた、統一非司法競売法のプレパトリーノートが、司法競売は時間がかかるというような記述があって、その根拠として挙げられたのはまさに、判決があるからで、争いのある案件が多い、パワー・オブ・セール条項が入っていない、あるいは債務履行について争いがあるから難しい事件が多いんだというのが、この研究会でも出ていたと思うんですね。ですから、日本の判決よりは一般に速いというイメージがあるのかもしれませんが、ここは、それは当てはまらないのではないかと私は。この研究会で今まで出てきたことでは、それは当てはまらないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
- 私が思っているのは、日本で言うところの判決手続を経て、つまり、なぜこういうことを疑問にしているかということ、この報告書の案の中にも、日本には、日本の司法競売というのは、いわばアメリカの非司法競売みたいなものじゃないかということで、あたかも、非司法競売を導入するのは必要ないんだと言わんがごとき記述がありましたので、もしそういうことを言いたいのであれば、アメリカのその判決手続というものが日本で行われている判決手続と長い、短いかということをはっきり言わなければならないんじゃないかということです。

つまり、アメリカの場合でも、司法競売中心の州でも、平均11カ月で売却まで行っているということであれば、日本の非司法競売と、もちろん自己

競落が多いというのはあるのかもしれませんが、大差ないんじゃないかというようなことがありますので、そのあたりのことを言うのであれば、きちんと書く必要があるんじゃないかと、そういうことでございます。

- 今ご指摘のあったのは、多分29ページのイの3行ぐらい、我が国の競売は既に非司法競売だと言わんばかりの記述があるというお話でしたけど、「その意味においては」という限定がついていますよね。つまり、担保権の実行名義というのが要らない、判決が要らないという点では同じだという書き方をしている、ここは、これはこれでよろしいんじゃないかと、そう思うんですが、それはいかがでしょうか。
- 事実関係はそうですけど。
- はい。だとすれば、これは誤解の心配をする必要はないんじゃないかと思うんですがね。繰り返しますが、ABIでしたか、統一非司法競売法のプレパトリーノートの記述からわかることはまさに、アメリカでは判決を要求しているがゆえに、遅くなっているということなんじゃないでしょうか。
- 全体的なデータとしてということでは、すべての訴訟手続については多分データがあるんだと思うんですよね。私は最高裁判所の裁判の迅速化の検討会では、一応その全体の審理機関の資料は出ていたと思うんですが、私の印象では、アメリカはそんなに早くはなかったような気はしますが、もし何かそういうものが需要であるというのであれば。ただ、それは全体の、何から何まで、クラスアクションとかそんなのまではあれですから。
- 一般的な裁判については。
- それがどの程度意味があるのかというのは甚だ。
- ちょっといいですか。しかも速いとよく言われているのは、おそらくディスカバリーとか何とかで和解で終わっている事件が多いからで、トライアルまで行けば、日本よりはむしろ長いことが多いんじゃないかと思うんですね。これは判決が必要ですから、そういう意味では、アメリカの中では長いほうの部類の手続じゃないかと思うんですけれども、そこはいかがなんでしょうか。

- 私が競売手続についてであれば速いんじゃないかというイメージを持ったというのは、この研究会の席上でも議論させていただいたかと思うんですが、アメリカのその明渡訴訟の簡易な手続というのが5週間ぐらいで、裁判手続を経てやるにもかかわらず、行ってしまうということが報告されていたと思うんですけども、あれは非常に速いと思うんですね。5週間でするんだったら何も、これは後ほどの議論とも関係してくるんですけども、引渡命令に頼らなくても、民間競売の場合に、そこに不法占有者がいたというときに、日本でも四、五週間ぐらいで裁判から始めてたたき出すところまで行ってしまうというような手続が、アメリカでするんだったら、できないはずはないんじゃないかというようなこともありますので、アメリカの司法競売のほうのその裁判手続というのも、判決が得るとはいえ、かなり迅速なんじゃないかというような気がしております、そのあたりの実態データを、このようなことを記述するのであれば、書いていただいたほうがいいのではないかと、こういう趣旨でございます。
- 私もこの13ページの一番下のところは、この記述の基調を維持するので、よろしいのではないかというふうに思います。よろしいというよりも、アメリカの司法競売、非司法競売の概念を一般の方に知ってもらうためには、この指摘はぜひ必要なんだろうというふうに思います。〇〇委員、いろいろご心配でいらっしゃるんですが、ここは別に、こういうふうを書いて、後ろのほう、例えば29ページなどの議論と引きつけて議論しようということではなくて、客観状況の紹介なんだと思うんですね。ですから、そこまであとの議論との関連を過剰に意識して議論する必要はないと、私は思うんですが、ただ、もし、その日本法の議論につなげていくんだったら、日本の判決よりも短い、長いではなくて、日本と比べるんだったら、日本の執行裁判所が民事執行法に基づく競売のときに、民事執行法181条の文書が提出されたときに、あれを審査する期間とアメリカの判決の長さを比較するべきなのであって、日本のあの通常訴訟の判決の手続との長さの長短というのは、ちょっとそれは変なんだと思うんですね。

ただ、いずれにしても、繰り返しなんですけど、そこまでまだここで議論しようとしている段階ではないので、そういうふうにつけようとするのであれば、それはやめていただきたいということを私もお願いしたいと思います。

- 大体ご議論は出たかと思いますが、よろしゅうございますか。〇〇委員、どうぞ。
- 全然違う観点でのことなんですけど。
- 今のこの点でですか。
- 今のこの問題について違う観点の話で、ちょっと頭の中が整理できないままで申し上げて恐縮なんですけど、先ほどの〇〇委員のお話の中で、司法競売の場合に、裁判手続が利用されると、債務不履行だとかいろいろ権利関係に問題があることが多いんじゃないかというお話を伺って、ああ、なるほどなという気がしましてですね。そのことをずっと見ていまして、そうしますと、例えば司法競売と非司法競売の併存する8州のうちニューヨークでは主に司法競売で、マサチューセッツ、カリフォルニアその他では主に非司法競売だと。こういうところの差というのは、そうすると、どういうところから出てくるのかなど。つまり、すべてにパワー・オブ・セールがあって、その選択肢の中で、トラブルがあるようなものについては、非司法競売は無理だから、司法競売を選択しているという流れはひとつ、非常に素直に考えられたんですね。

でも、そういうことだとすると、ケース・バイ・ケースで、いろいろばらばらであるはずですし、どこの州で違いがあるということも起こり得ないと思うんですね。どこの州でも大体半々であるとか、そういうことが通常想定できたんですね。ところが、いろいろな州において傾向が違ってくるということになると、なぜそういう違いが起きてきて、あるところ、私の素朴な疑問、要するに、疑問なんです。どなたかに質問しようというのではなくて、この中でもう少し研究していただきたいなということだと思うんですけど、今言ったような形で、非司法競売も司法競売も選択できるんだけど、

なかなか、案件の中に問題を含んでいるので、司法競売を選択しているということはわかるんですが、もし、そうではなくて、もうパワー・オブ……。まあ、そうなんでしょうね。州によって差が出てくるということは、パワー・オブ・セールでもって、その情報を持っているからやるわけですよ。その場合は当然自動的に司法競売も選択できるわけですから、そのときに非司法競売を選択しているというのは、その州においてはトラブルが少ないというようなことになっていいのかどうかですね。

いや、もし仮にその裁判手続を利用しているということが、トラブルが多いので、それでやっているんだと仮定した場合ですね。ちょっと〇〇委員のお言葉からヒントを得て、そう考えたんですけれども。ただ、州によって傾向があるとすると、決してそういうことではなくて、何かほかの要因があるように思えてならないんですが、そういうことについて何かあればなど思っ、今ちょっと申し上げたんですが。

- ここでの叙述は、先ほどのお話で、その非司法競売は、必ずしも判決を必要としないという意味で、迅速なので、普通は非司法競売がやっぱり選択されるだろうと。ただ、ニューヨークは、私の記憶では、やや特殊な事情があったように思うんですが。
- 国史というか、伝統的にずっと司法競売でやってきて、もちろん非司法競売、法律があったんだけど、実際とまっていたみたいな感じになって、使おうということになったけれども、やっぱり住居とかそういうのはだめだといったような、そういう立法的な制約も課されていくんだと。どうも、何があれなのかよくわかりませんが、今までずっと使っていないし、権原保険会社も全然信用していないから、どうも経済的に利用しようという気があまり起こっていないという、そういうようなのがあって、両方見ましたので、どこが違うのかなと、まさに〇〇委員が思われたような疑問というのはあるんですけれども、どうも選択をしようという発想がどっちの州もないなという感じがするんですよ。そういう意味では、今、〇〇委員が言われたような疑問というのはよく理解できるんですけれども、その理由がどうい

理由なのかというのは、まだ十分に調べられていないところがありますけれども。

- どうぞ。
- これも今思いついたんですけれども、多分そうだと、〇〇委員がおっしゃったようなことなんじゃないかと思うんですが、そうだとしたときに、今度、逆に、非司法競売を選択する傾向の強い州の中で、例えばケース・バイ・ケースなんでしょうけれども、先ほど〇〇委員がおっしゃったようなトラブルが実際にあるようなケースでも、非司法競売が選択されているのかどうか。そのときには問題はないのかどうか。こういうことも、もしこの民間競売的なものを導入するということを考えるときには、やはり研究しておくべきだったんじゃないかなということを今思いまして、そのことをちょっと申し上げた次第です。
- 〇〇委員、トラブルというのは具体的にはどういう意味ですか。
- いや、先ほどちょっと〇〇委員がおっしゃったような、債務不履行があるとかないとか。
- その債権の弁済について争いがあるということがトラブルなんです。
- いや、ほんとうに、先ほど〇〇委員のお言葉の中から、私がちょっと思いっただけなんですけれども、何かその、何なんでしょね。いわゆる一般的な、裁判手続を経なければならぬような何かトラブルがあるというようにちょっと聞こえたものですから、ああ、そういうことなのかなとふっと思ひましてですね。〇〇委員がおっしゃったのはそういうことではなかったんですかね。
- いや、トラブルという言葉がいいのかどうか分かりませんが、私が申し上げたのは、例えば債務不履行の損益について争いがあると、あるいは期限の利益の喪失の事情があるかないかとか、そういうのは対審手続で争わせなきゃいけない、一方的にそれだと決めつけて実行することができないからこそ、その裁判所認証を受ければ、そのテキサスの中で、数は少ないですけど、選択されているということだと思ひますね。ここでもそういうご説明したと

思いますし、あちらで聞いたときもそんなようだったわけです。トラブルということかどうかは別にしてですね。

ですから、もとに戻りますと、そういう場合に主に、例えば司法競売中心の州でも、その非司法競売を選択されるとすれば、おのずからそれは、判決まで行かなきゃいけないとなると時間がかかるだろうというのが、先ほど申し上げた13ページの一番下3行の指摘に戻るわけです。

- その指摘のことはともかくとしまして、私の素朴な疑問というのは、そういう債務不履行の有無とか期限の利益の喪失の有無というところに争いがあるケースで、本来は裁判手続を経て、司法競売に行くべきケースであるにもかかわらず、そのパワー・オブ・セール条項があるので、非司法競売でやっていってしまっているようなケースがあるのかないのか。あるとすると、それがどのぐらいなのか。そして、なおかつ、それが問題として、問題にならないんだろうかという、そこもちょっと気になったものですから。
- この研究会でも、まだ調べ方がなお足りないのではないかというご指摘があり、確かに私もそうかなと思う部分もありまして、今のところまだチャンスがなくて、ここにお出しするチャンスがないんですけれども、テキサスについては若干のことを調べました。ごく、このところだけ申し上げますと、やはり通知が漏れていたり、対価が不均衡だということで、いわゆる何ていいますか、私が見つけたのはネット上の新聞みたいなものなんですけれども、そういうところで非司法競売というのはどうかと思うような論調のものが出ていて、上院議員がすべて非司法競売はアウトローにすべきだと。つまり、適法には行わないようにすべきだというようなことを言っているというような、記事ですけれども、があったりしました。それは直接にテキサスの人が書いていたことなんですけれども、それ以外にも、この研究会でも少しお話をしたかと思いますが、適正価格とはあまり離れた売却が行われた、あるいは手続瑕疵が大きかったという、これは2つを相関関係にして、事後的に所有権の移転を否定するというような救済は認められていて、これはおそらく似たような仕組みは、どこの州にでもあるのではないかと思いますけれども。

それはテキサスの人がどう思っているかどうかはともかくとして、うのみにせず批判的に考えるなら、日本でそういうことを、そういう事態を伴ってまで、そういう制度を導入するのがいいかどうかという形で、物事を見るのがいいのではないかなと私も思います。

あと一点だけいいですか。すみません。あとそれから、先ほど〇〇委員から、州ごとに違うのは何でなんだろうというようなお話があつて、これは究極の英米法の問いだと私は思いますけれども、どういう制度が構築され、使われるかというのは、ほんとうに歴史的、経済的な要因が非常に複雑に絡まれている、例えば東部と比べて、例えばテキサス、フロリダはより債務者寄りであると。それは東部から逃れた債務者たちがいっぱいそこに住んでいたからというような、例えばそういうような要因が非常に複雑に絡められているので、頭の中で考えて、経済的にはこっちのほうがいいから、この制度があるはずだということだけでは、なかなか割り切れないものが多いのではないかというふうに、英米法を、アメリカ法の一部を細々と勉強している人間としては、常々思うところです。

長くなってすみません。

- 今の〇〇委員にお教えいただいた点で、1点だけまた教えていただければと思ひまして、適正価格と相当の開きがあつたときに、事後的な救済措置が認められていて、それがかなりの州で認められているとおっしゃった、その救済措置というものをちょっと教えていただければなと思つたんですが。というのは、その場合には、司法競売に行くしかないのでしょうか。それとも、非司法競売でやっていて、終わった後でそういう問題があつたとき、事後的に個別の手続で救済するということなんでしょうか。
- 今のご質問は15ページの先ほどの〇〇委員の第2の質問と関連するお話ですかね。
- そうですね。
- この金額は。安値落札が行われたという。
- ここの不足金とかそちらの、あるいは受戻権というものですか。

- ええ。ここでそういう不足金の請求とか，制限とかというのは。
- その趣旨でおっしゃったと。わかりました。そういうご趣旨であるというのは。
- よろしいですか。
- はい。
- ○○委員。
- すみません。マサチューセッツについても動きがあるというお話は，これはここの報告でも既にしておりますし，『金融法務事情』の1，811号の64ページにも書いてありますけれども，マサチューセッツというのは伝統的に非司法競売をずっとやっている，それで凝り固まっている国で，国というか，州で。国といたら，その先ほどの話で，アメリカというのは，州ごとに一つの国々みたいな感じがするなと思って，マサチューセッツとニューヨークというのも，わりと近いわけですがけれども，近いし，歴史的な構成という意味ではわりと近いところはあると思うんです。

それでもこんなに違うというのは不思議だなという感じがするんですけども，そのマサチューセッツでは，最近のサブプライム・ローンの話とかで，非常に競売が増えていて，住居を失う人が増えているということで，その州知事の補佐官が裁判所の手続を踏ませるべきではないかというような発言をしたというのが，ちょうど私がボストンにいるときに新聞に載ったりしまして，この話はどうも，その後もまだくすぶっているような記事をネットで見たりもしたので，それはまた報告に盛り込みたいと思いますけれども，そういうことがあるということで，ただ，ほかの弁護士さんなどに話を聞くと，やっぱり伝統というのは大きいので，そう簡単に変わるかなというようなことをおっしゃる方もいらっしゃって，そこはまだよくわかりませんが。

ひとつアメリカのことについて，先ほどからというか，前回もまだ調べ切れていないんじゃないかというお話があって，それは確かにそうだなと思うところの一つは，ご承知のような最近の経済状況というか，サブプライム・ローンの問題とかいろいろある中で，今後こういう法制度みたいなものが新

聞に、日本の新聞にも写真がいっぱい載っていますけど、ああいう状況になったときに、この競売制度についての問題指摘というのがアメリカなどでもこういうふうにまだまだ出てくる可能性があるのではないかというのがありまして、ちょっと現在、特に日本で、将来、経済状況が悪くなった場合の競売手続についてどう考えるかというような観点の議論もするのであれば特にそうかもしれませんが、どうもやっぱりアメリカが今、経済がそういう状況にあるということを踏まえて、そういったことをもう少しちゃんと観察した上でないと、そのアメリカの制度に倣って、制度をいじるというようなことをあまり拙速に行うのはちょっと危ないのかなというのが正直なところで、日本で何か変えたところで、アメリカが、経済が悪くなって、それだと競売制度に問題があるからというので、逆の方向に振れましたみたいな話になると、ちょっと笑い話になりませんので、そんなことも最近の動きを見ていると、あるいはマサチューセッツのさっきのような動きをちょっとかいま見るときに感じることもあります。

- ありがとうございます。しかし、この研究会としては、3月までの時点で報告書をまとめなければいけないので、とりあえず現段階で、現状認識をまとめる必要はあるということだと思んですが、〇〇委員のご指摘の第1点は、今のようなご議論を踏まえて、また考えるということになろうかと思いますが、第2点の、先ほど少しありました15ページのところで、債務者の利益を保護するために制度を設けている州が多いということで、その全体をチェックする必要があるんじゃないかというご指摘だったと思います。

ただ、これは全体の、ここは、12ページの(2)の「調査対象州区における競売制度の特徴」という項目の中の叙述ですので、この州が多いというのを、調査対象州区においては多いという意味なんだろうと。

- だったら、むしろ8州中5区が何らかのあれを持っているとか、根拠を書いたほうがいいんじゃないかということなんですね。
- それを、数字を明確にしたほうがいいんじゃないかということですね。
- はい。

- それはよろしいでしょうね。わかりました。それから、第3点、14ページの上のところの「売却後に手続の瑕疵を主張されることも少なくなくと」という叙述についての根拠というご指摘でしたけど。
- ここは根拠ということなんですが、ちょっと補足しますと、司法競売に比べて、非司法競売の場合には、確かにこのような手続の瑕疵が多いんだというような証拠があるのかどうかということで、あるんだっただらば、それをちゃんと引用したほうがいいのではないかと、そういう意味です。
- これはいかがでしょうか。アメリカのご担当だった先生方。もしコメントがあれば。どうぞ。
- おそらくこれは公式のデータはないんだと思うんですね。そういうデータのとり方は多分していないと思うので、データはないと思うのですが、したがって、探せるとすれば、先ほどもちょっと、第1点のほうで申し上げてしまいましたけれども、判例などをまとめたもので、こういうまとめ方をされていると。先ほども申しましたが、非常に適正価格から離れた売却になっている、あるいは手続的な瑕疵が大きいと、この2つを相関関係で事後的に所有権の移転を否定するという救済が出ておりますので、今のご指摘ですと、そこでどういう瑕疵が問題になっているかを調べておけばいいということですよ。判決手続をしていないがゆえに、被告、債務者に対して、ノーティスが足りないというようなことがひとつあれば、それがデータになるというふうに、データというか、根拠になるというふうに考えてよろしいんでしょうか。
- この気になったのは、例えば民間競売の場合で、非常に適正価格から乖離してしまったというようなケースであるにしても、そのような判例を読んでも、その乖離した原因が司法競売ではなくて、非司法競売だからなのか、あるいはもっとほかの原因があるのか、そのあたりがわからなかったりするもので、全体として非司法競売であることによって、司法競売と比べた場合に、こういうような瑕疵による問題が多いというようなことが言えるのかどうかということを確認しているということです。

- 繰り返しですけど、ただ、事前に判決手続をしているかどうかは違うわけですね。ここが一番大きい本質的な違いだと。そこに関連する瑕疵からこういう問題が発生しているということであれば、司法競売にはない現象が起きているということですよ。事前に判決手続を経てないがゆえに生じる。
- でも、司法競売の場合でも、大きく価格が乖離して、差があるということはあるわけですね。
- むしろ手続的な瑕疵のほうだと思いますけれども、事前に送達などがいないために、債務者、所有者に対する手続保障が欠けている、そこから生ずる瑕疵があるというのであれば、それはまさに司法競売にはない、非司法競売固有の瑕疵だと、そういう例が極端に少なくない、少なくとも散見される程度であるということであれば、少なくともこの論証は、3行の説明にはなるんじゃないかと思います。それはそういう理解でよろしいでしょうか。
- そうですね。わかりました。はい。
- これは多分、何かの報告書の中にこういうのがあったんでしょね。その辺は精査していただいて、それで。
- そうですね。はい。
- ええ。それで、州ごとにちょっとまた先生方にあれして、確認をいただいて、今の〇〇委員のようなご趣旨で、確認をして、記載していただければと思いますけれども、よろしゅうございますか。どうぞ。
- あともう一つ、すみません。先ほどの受戻権に関連してなんですけれども、確かにこういうような債務者保護の制度を持っているところが相当あるようなんですけれども、トレンドとして見た場合には、司法競売に比べて、非司法競売のほうが受戻権を認めない州が多いんですよ。しかも、近年になって、非司法競売を導入したところなどでは、売却後の受戻権を認めないというところが増えてきているというような傾向にあるはずですので、むしろ全体としては、方向としては、このような債務者保護の制度がなくなっていくという方向にあるのではないかと、私は感じているんですが、そのところをぜひ論じる必要があるんじゃないかということなんです。というのは、こ

れだけ見ますと、やっぱり債務者保護は必要なんですねと思わせるバイアスがあるように思いますので、トレンドとして、それがなくなる方向に向かっているんだとしたら、それを記述すべきではないかということです。

- どうぞ。
- よろしいでしょうか。すみません。私ばかり。受戻権についてはそうだと思うんですが、15ページの上②、不足金請求制限ですね。これはテキサスなどはむしろ最近入った制度なんですね。
- 全体として増えているというのは言えるんでしょうかね。
- 少なくとも、債務者保護が退潮しているということはないんじゃないかと思うんですね。そういう論拠もない。少なくともこの調査対象州区の中では、確かに受戻権は、効果の点でいろいろ問題があると指摘をされているのは確かですけども、不足金の請求についてはむしろテキサスは最近入った、これは司法、非司法共通ですけども、ということは指摘しておきたいと思います。
- よろしいでしょうか。先ほどの手続の瑕疵の部分については、カリフォルニアで〇〇さんの報告の中にそういう叙述があるような。
- ええ。それはそうなんですが、その報告書を見ていただければ十分かなという気がして。おっしゃったとおりで、カリフォルニアはいろいろな手続瑕疵が多いところでもございまして、今ちょっとうろ覚えなので、発言をどうしようかなと思っていたところでもありますけれども、一つには、先ほどご指摘のあったような通知が不十分であった。ひどい場合には、例えば債権者が、債務者が今、兵役に出ているとか、病気であるとか、国外に出ているということを知っていながら、しかし、勝手に手続を進めたというような場合に、ひどい場合には、事前に気づけば、事前のインジャンクションで手続をとめると。事後においてそれが明らかになったという場合にも、取消しないしは無効の確認の訴えを提起するというようなことはいろいろとなされているということではございますので、かなり詳細には報告書のほうに書きましたので、それをごらんいただければというふうに思います。

- よろしゅうございますか。どうぞ。
- ちょっとその点について言うと、この箇所かもしれませんが、アメリカの制度の評価というところを報告書の中でぜひ入れていただきたいというふうに思うのは、要は、司法競売と非司法競売が並列していれば、ユーザーのほうでそれを選ぶことができるわけなんですよね。つまり、瑕疵がほとんどないようなケース、何度も〇〇委員が先ほど引用していた統一非司法競売などでもそうなんですけれども、ないようなものについては非司法競売を使って、ありそうな、危ないものについては非司法競売を使うというようなときに、一律に裁判所の競売しか選ぶことができないというのは、事前に完全なチェックを行うんだけれども、その必要がない安全なケースまで、コストを全部かけるというシステムですよね。それに対して、ユーザーのほうで、裁判所競売、民間競売を選ぶことができる制度というのは、多分大丈夫だろうというようなものについて、バーンと早くやっちゃって、全体としてのコストを下げる。しかしながら、どこかでこれが事後的に何か引っかかったとしたら、事後的な救済を持てばよいというような比較の議論はぜひどこかでやる必要があるんじゃないかというふうに思います。
- アメリカの制度についての、1点、評価については、29ページに「諸外国の競売制度についての意見」ということで、「アメリカの非司法競売についての意見」という欄がございます。ですので、その報告書の立てつけとしては、今このご議論いただいている部分は、客観的な叙述をしていて、29ページの部分で、主観的なといいますか、この研究会としてのそれぞれの委員の観点からの評価を行っているということですので、今の〇〇委員のご意見は、記載するとすれば、この29ページのところでどこかに書くということになるかと思います。

よろしゅうございますか。いかがでしょうか。今の〇〇委員のご意見に対してでも、あるいはほかの部分でも結構ですが。どうぞ、〇〇委員。

- そのアメリカの制度では、両方選べるからよいんだというあたりの議論は、どちらかというところ、アメリカ自体について、いろんな州の状況が、先ほど〇

○委員がおっしゃったように、歴史的、社会的のいろんな経緯もあって、それぞれ状況が必ずしも画一的にはまとめられないようなことにかんがみますと、どちらかという、○○委員の、そこを指摘したのは大事だよということは私も共感するんですが、それはむしろ我が国のこの第4のところ、どういうふうに入り口で、両方選べるからというときに、そのいつ選ぶのかがすごく問題なので、そっちの議論にかかわってきちゃうような気もするので、もしアメリカについてそのことを書くんだったらもうちょっとアメリカの各州の状況も丁寧にあわせて記述していただくのがよろしいようにも感じます。

- どうぞ、○○さん。
- 先ほどからの議論にも関係するんですが、今、○○委員がおっしゃったことで、両方選べるからいいのだという話を、アメリカの制度からほんとうにできるのかどうかということ自体も問題になると思うんですよね。私がマサチューセッツとニューヨークという両極端を調べたから思うのかもしれませんが、両州では両方選べるという発想は全然ないんですよね。全然ないというか、ニューヨークではある程度、非司法競売も使われつつあると言う人も、少しはありますよというぐらいのことを言うことはあるんですけれども、それでも権原保険会社は保険を掛けたがらないという話はすぐ出てきて、マサチューセッツのほうは逆に、司法競売を選ぶというようなことはほとんどあり得ないということで、これは州ごとにいろいろと事情が違って、ほんとうに並列してどちらも選んで自由に決められるというような州がどれほどあるのかというのは、ちょっとまだ十分調べ切れていないのかなという感じがしております。
- ありがとうございます。ほかにご意見は。どうぞ、○○委員。
- 例によって、随分昔のアメリカの記憶しかないんですけれども、私は、州によって違う、そもそも原債権がどういうものなのかというのは非常に興味があるんですが、例えばテキサスだとかカリフォルニアだとか、そういうところの貸付債権の性格ですね。これはおそらくレジデンシャル・モゲージが多いんじゃないのかなという感じがするんですよね。そうは言いながら、例

えばカリフォルニアのある銀行，じゃあ，これがコマーシャルのモゲージをやっていないかというところ，おそらくある程度はやっている。ただ，そんな中で非常に複雑な高度な金融技法を使ったような案件だと，大体やっぱりニューヨーク州法にしているんじゃないのかなという気がするんですね。

私自身，いろんな案件をやる時，やっぱりガバニング・ローは絶対ニューヨーク州法じゃないと嫌だということで，ネゴを相当やった記憶があるんですよ。これはテキサス州法だったり，カリフォルニア州法だったりすると，やっぱりよくわからないし，それは地元の銀行はそこで預金を集めて，そのレジデンシャル・モゲージか，あるいは多少のコマーシャルのモゲージをやっていたとしても，我々みたいに外国の銀行が勝手にわからない中で，やはり予測可能性の高い債権保全をやろうと思うと，ニューヨーク州法に頼らざるを得なかったというところがあるんですね。そのニューヨーク州法は，さっき〇〇委員がおっしゃったように，やっぱり基本的には裁判所が関与しているから，こちらも予測可能性が高かったですね。

ですから，この州によって違う，その歴史的な事情，それから，経済実態，それから，さらに，この当該競売がどういう債権について行われているか，そのあたりを詰めないで，アメリカはこうだとはなかなか言い切れないと。というのは，当時は，私自身の非常に素朴な現場感覚だったと思います。

- ありがとうございます。貴重なご意見だったと思います。ほかにいかがでしょうか。じゃあ，よろしゅうございますか。もちろん先ほど申し上げた，これで別に最後というわけではありませんので，またご意見を伺う機会はあるわけですが，とりあえずは，きょうのところは，粗粗のご意見としまして，以上承りましたので，次の「改訂版（その2）」に反映させていただければと思います。

それでは，引き続きまして，後半部分，第4について，やはり事務当局からのご説明をいただいた後，ご議論いただければと思います。まずご説明をお願いします。

- 第4の関係の概要をご説明したいと思います。

27ページから始まっておりますけれども、まず、「はじめに」ということで、検討の経緯を記載してございます。

(2)のところでは、この研究会の研究の対象が、前提として今の裁判所による競売を廃止するというものではなくて、それにつけ加えて、どのような民間競売が考えられるかということの研究しているということを記載してございます。

2のところですが、2のところは、必要性・ニーズについての研究会でのご議論をまとめてございます。それが28ページまでがその記載をまとめているところでございます。

それから、先ほど少しお話にありましたけれども、29ページから、3ということで、「諸外国の競売制度についての意見」、これは評価的なものが入る場合を念頭に置いて記載してございます。日本での民間競売の制度としてどういうものがふさわしいかというところで、当然アメリカの制度を前提として議論を随分されておまして、アメリカの制度についての考え方あるいは評価というものが分かれる部分もございましたので、その部分を後半にすべて入れ込んでしまいますと、かえって読みにくいのではないだろうかということで、ここに少しくくり出して、アメリカの非司法制度についての意見、あるいはそれ以外の各国の部分のご意見もあり得るかということで、30ページのところには、(2)で、亀甲でくくっておりますけれども、今後もし、イギリスあるいはドイツ、フランスについてのご意見もあればということで、30ページの真ん中のところは、括弧に入れているというところでございます。

それから、4として、「改善策案について」ということで、4は少し長い記載になっておりますけれども、まずヒアリングの際には、A案からD案ということでお聞きしましたので、「ヒアリング段階における改善策案の概要」ということで、A案からD案まで、同じ項目につきまして特徴をまとめて、概要がわかるような形になればということで、整理をさせていただいております。

その上で、35ページから、「改善策案についてのヒアリングの概要」ということで、A案からD案についてお聞きした各ヒアリング先からの意見をまとめてございます。その上で、そのヒアリングの結果が43ページまでまとめてございます。

43ページから、(3)「ヒアリング後の改善策案の概要」ということで、B案とC案につきまして、新たな改訂案が出ましたので、その新B案と新C案と記載してございますけれども、新しいB案の内容及びC案の内容を記載してございます。

それから、44ページから検討ということ、まず、この部分は、アからエに分けておまして、まずアについては、「抵当権設定時における抵当権者と債務者・所有者との合意による実行方法の選択制」というところで、これが一番最初の段階に来るとということ、この時点での選択制を認めるかどうかというところで、案が大きく分かれるというところがございますので、アとして記載をさせていただきました。

それから、46ページからイが始まりまして、「手続の合理化・迅速化について」ということで、ここの中では、3点セットの省略についてどう考えるか。あるいは、登記制度について要否も含めてどう考えるか。それから、各案における期間短縮あるいはトータルとしての費用節減の可能性について、どのような意見があったかということをもとめてございます。

それから、53ページから、「利害関係者の利益保護」ということで、債務者の利益保護、それから、各案がどういう考え方になっていて、それについてどういう議論がなされたかと。

それから、56ページから、「後順位抵当権者の利益保護」、同様に各案についてのご意見をまとめてございます。

58ページからは、「先順位抵当権者の利益保護」ということで、消除あるいは引受けについての議論を記載してございます。

59ページの(エ)の「一般債権者」について、特に議論がないようであれば、あとで落とすことも、あるいはほかの議論と同様というふうに記載する

こともあり得るとは思いますけれども、現時点で、項目として挙げているということでございます。

59ページの(オ)「買受人の利益保護」、この中で、こちらの研究会でも、引渡命令の議論がなされましたけれども、引渡命令についての議論を含めて記載してございます。

60ページから、「反社会勢力について」ということで、民間競売を創設することによって、反社会的勢力につけ込まれる懸念がないかどうかというところが議論になりましたので、それを記載してございます。

その中には、保全命令についての記載も含まれているところでございます。

最後、まとめとしまして、(5)ということ、最後、終ページに「各案ごとの意見のまとめ」ということで記載しているところでございます。

以上でございます。

- ありがとうございます。この部分についても、今回、きょう最初ですので、特に区切らずに、全体についてそれぞれの委員のご意見をいただければ幸いです。どうぞ、〇〇委員。
- 事実認識なんですけど、27ページの冒頭に、「本研究会では、諸外国の競売制度の調査と並行して我が国における非司法競売導入に関する制度設計作業にも早期に着手すべきである旨の提案があったことから」というふうに書いてありますけれども、私、ちょうどこのときに2度ほど休んでしまって、このあたりの経緯がちょっとわからないんですが、冒頭にはあれですね。この研究会というのは、諸外国の制度を研究して、我が国の競売制度の改善策として取り入れるべき点がないかの検討に着手するということだったわけですが、ここでこの、ある意味じゃ、かなり立法論にまで踏み込んだと。というのは、その当初の趣旨を多少軌道修正したというふうに言っておられていいんでしょうか。
- 軌道修正ということではないんだろうと思います。もともとこの研究会の目的として、その諸外国の民間競売制度についての調査、それから、我が国の競売制度の改善策として取り入れられる点があるかないかということにつ

いての検討ということが目標だったわけですので、諸外国の制度をある程度調査した段階で、委員の中からこのようなご提案があったので、それを踏まえて、それでは、そのとおり入れるべき点としてどのような制度の構成が考えられるかということを経緯で議論したというような経緯であったかと記憶しております。よろしゅうございますか。

- はい。わかりました。
- どうぞ。
- ちょっと補足すると、早くそういう検討をしたほうがいいんじゃないかと言ったのは、これは私なんですけれども、これはどういうことかということ、ある程度日本で取り入れるとしたら、どんな制度設計になるかということを考えないと、例えばアメリカの制度で、もし、もっとそういう議論をしてこそ、足りない調査項目があったねということで、フィードバックすることもできるだろうということで、そういうものを提案して、そういう検討が進んだというふうに理解しているんですが、ただ、ちょっと私がやっぱり思いましたのは、だからといって、ここで制度のイメージを詰めるときに、お互い、あら探しをするような形での詰めをやってしまったら、もう何にもなくなってしまうので、この報告書の取りまとめについてもそうなんですけれども、例えばここで提案された制度が、手続的にこういう問題があるからだめだというようなトーンではなくて、こういうような課題について、もっと検討していく必要があるとか、そういう全体としてのまとめ方が必要なのではないかなというふうに思っているんです。

というのは、多分、〇〇さんの認識としては、この辺の中の、私みたいなチンピラがやったって、法律の制度ができるわけがないわけですし、これはほんとうに法務省のプロの人がやってもらわないといけないわけなんですけど、何か漠然とした、日本に取り入れるとしたら、こういうようなスキームになると、それは法律屋から見れば、もう穴だらけかもしれないんですけども、そういうものをうまくみんなで見合せて、そういう穴があるとしたら、こういうふうに埋めていくというような何かまとめ方を、この報告書の

中ではすべきではないかなということを感じているということをつけ加えさせていただきます。

- どうぞ，〇〇委員。
- 私は，〇〇委員の作業とか〇〇委員の作業，それから，〇〇委員の作業，大変ご尽力いただいたということは，もう頭の下がる思いなんですけど，ただ，私自身は，その個人の，3委員の先生方の個人的なご尽力に，立法作業をお願いするというのは，これはちょっと筋が違うんじゃないのかなと思うんですよ。やっぱり立法というのは，当然ながら立法府でやるべき作業でありまして，ここで個人の善意に依存して，立法作業まで随分踏み込んでしまったので，そうすると，当然ながら技術論に入っていくわけで，じゃあ，登記はどうなるんですかとか，そういう話が必ず出てくる。これはやっぱりちょっと，あまりに負担をかけてしまったという思いが，私は個人的にはあるんですね。

それで，だから，当初からこういうことまでやることは，果たして想定されていたのかなというのは，私の疑問だったので，それで，最初の質問を申し上げたわけです。私自身は途中から，3回目から参加しまして，ここに書いてあるように途中から入った人間ですけれども，そのときに法務省さんからご説明を受けたのは，比較法の研究会だと思って気楽に参加されたらと，特にあなたはアメリカで実務をやっていたんだし，その辺のところで，味つけしてもらえればいいよということで参加したつもりだったのが，途中からえらい法技術的な立法論になってしまったというあたり，多少違和感を感じたということは，私自身の偽らざる気持ちです。今さらそんなこと言ってもしょうがないというお叱りを受けそうですけれども，それで，これが当初から想定されていたかどうかをお聞きしたという次第であります。

- 3委員に大変なご尽力をいただいて，ご迷惑をおかけしたというのは，ひとえに私の責任で，まことに申しわけなく思っている次第です。先ほど私，そういうふうに申し上げましたが，最初の段階では，全体的な報告書案のイメージが，こういう報告書ができるイメージしていたかという点，おそら

くそれは必ずしも皆さんのイメージは、一致したものはなかったんだろうと思いますね。純粹にこの閣議決定によって与えられた宿題を果たしていくということで、それでこの委員会の中でどのような方向に進めていくかというのは、それはそのたびごとに私は議論していただいたというふうに思っております。それで、皆さんの委員のご意見を踏まえて進めてきた結果が、こういうような形の議事の進め方になってきたということで、その点のご理解をいただければというふうに思う次第であります。3委員には重ねておわびと御礼を私からも申し上げたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

- この部分のまた、報告書のまとめ方ということで、2点ほど申し上げたいと思うんですが、まず1つが、例えば41ページ目のところで、5行目、(オ)「悪用のおそれ」というふうにあります。A案は云々というのが10行ぐらい書かれておまして、確かに私のほうで最初に提案したA案につきましては、抵当権者みずから売却することができる制度というふうに言っておりましたので、こういうような懸念もあったわけですが、ということで私自身がこのA案を取り下げたという経緯がありますので、A案について批判的に論述している部分を、この報告書の中で、あえてもう撤回した中で入れ込んでおく必要があるのかなと。できれば、A案に関する論述はすべて削除していただきたいというのが1つでございます。

例えばここで、D案についても同じことが当てはまるというふうに書いてありますが、ここで言っているのが、抵当権者自身が安値売却で何か不当に利益を得るということであれば、D案については、売却に関しては、抵当権者は一切関与できないということは、紙の中でも明記しておりますので、これは事実誤認ということで削除していただきたいということでございます。

それから、2つ目としては、この後ほどのところで、B案、C案、D案についての検討、(4)というところで、まとめ方という部分なんです。パーッと見ますと、いろいろな各手続段階ごとに、それに問題はないかどうかというネガティブチェック的な形のスタンスからまとめているようでして、例

えば各手続について、ニーズがどれだけあるかとか、メリットはどうかというような議論がほとんどないんですよね。ですから、少なくともどれだけそれが、利用場面が多そうか、ニーズがあるかというような項目は立てて、まとめるべきではないかなというふうに思ったということです。

以上2点です。

- ありがとうございます。まず第1点、41ページのところのご指摘がございましたが、ちょっとご注意いただきたいのは、この部分は、研究会の議論というよりは……。
- ヒアリング。ヒアリングの部分の、あまりA案について入っていたということは確かに……。
- ヒアリングの結果ですので、その時点ではA案が対象になっておりまして、そういう意見が出されていますので、これはちょっと歴史的な事実というか、そういうことなのかもしれませんが、意見があったということは事実なので、そういう意味では、意見は意見として、ヒアリングで出た意見にすぎないという客観的な事実としてお受けとめをいただければありがたいんですが。
それから、第2点……。
- ただ、D案についても同じことが当てはまるというのは、これは削除いただきたいと。だから、ヒアリング結果であっても、明らかにその事実誤認に基づいたもの等については、削除していくというスタンスでまとめたいということでございます。
- ええ。それはご指摘のとおりかと思いますが、ここで、意外と私の記憶では、D案でも、いろんなオプションがあるわけですがけれども、論理的にはA案と全く同じオプションがとられるということはあるわけですよね。それがとられればということですか。
- ただ、抵当権者みずからが売却を主催するということにはできないというふうになっていますので。
- その部分についてということですね。
- ええ。そういうことです。

- どうぞ。
- これはおっしゃるとおりで、だれが売却できるかという点は、A案とD案で大きく異なっているのは、そのとおりでございますけれども、ここでの意見の趣旨は、そこに重点があるのではなくて、どういう売り方をするかと、だれが売るかというよりは、どういう売り方をするかという点でございます。3点セットなしとか下限規制なしというようなので、なおかつ、事後的な清算義務もなしというような売り方をした場合にどうかという点に重点があるというふうに見受けられる意見だと思います。

その意味では、D案においても、そういうA案と同じような売り方をとった場合に、たとえだれが売るにしても同じことは当てはまるという趣旨であるというふうに考えております。

以上でございます。

- これは私が読みますと、要は、最低売却価格がないという前提ではあるんですが、市場価格より非常に低い価格で自己競落することによって、抵当権者が暴利をむさぼって、結果として債務者が不利益をこうむるのはやめなきゃいけませんねというふうに言っていると思うんですが、少なくとも、このごろはそこまで精緻な検討はしていなかったと思いますが、現段階では、いわゆる民間競売実施者なるものが、だれでもなれるというのではなくて、今のサービサーと同じように、ある程度登録制度なり、例えば役員の中に弁護士がいたりとかというような議論になってきているのではないかと思いますので、そういう意味では、悪質な抵当権者と民間競売実施者、売却者、3者が結託するということも基本的にはない方向で考えているはずですので、ここはちょっと違うのではないかとというふうに指摘したものなんです。

- どうぞ、〇〇委員。
- 〇〇委員にちょっと教えていただきたいんですが、その抵当権者の関与という、その「関与」という言葉の意味なんですが、確かにA案とD案との間で、売却手続主催者にだれがなるかということについては、変更があったというのは、私ども理解しているつもりなんですが、そのことと、抵当権者が

買受人になることができる。俗な言葉で言うと、自己競落をすることができるかどうかというのは別ですよ。おっしゃっている関与というのはどっちの話ですか。

- このところでは、例えば売却をやるときに、できるだけ密室で、第三者が入ってこれないようにして、安く抵当権者なりが買い受けるということも、この文書は言っているはずですよ。
- と思います。それはAでもDでも同じ……。
- ただ、第三者の競売実施者がやる限りは、そんなサービサーのような、認定制度ですから、各社にしてみれば、悪評が立たないように必死なわけですよ。ですから、できるだけ、私のところに任せてもらえば高い価格で売却してあげますよということで、一生懸命ビジネスをやっているわけですから、あえてできるだけ情報を外に出さないで、たくさんの買受人候補の方が集まってこないようにして、抵当権者の人に安く落札され得るようなばかなことはあえてしないでしようということをお願いしているんです。
- おっしゃっていることの意味は、おっしゃっていただいて理解できました。それで、ここはヒアリングの結果のまとめですので、ご指摘のように、明らかな事実誤認とか、明らかに論理的な矛盾をはらんでいる意見というのは、同じウエートに位置づけるのは不適切だと思うんですが、この意見を言った人は、抵当権者が自己競落するというような景況に象徴されるような、いろんな意味での不安があるということをおっしゃったので、必ずしもその当時のA案ないしはD案に対する無理解が前提になっているわけではなくて、そこから先は多分、先生とこれを言った人との間の評価、意見の違いになるのは、今伺っていて、よくわかったんですが、これを落としてしまえということになると、それはヒアリングとしては、座長もおっしゃっているように、歴史的事実としては、この発言があったわけですので、これはこれで載せて、だけど、こういう見方についてどう思うかということについて、もしご意見があるなら、それは49ページから後ろでしたっけ。44ページから後ろですか。そちらのほうでまたアクセントが出るように、報告書の文書にご記入

いただくことがよろしいのではないかというようなことを感じました。

- そういう要望でよろしゅうございますか。
- じゃあ、41ページのこの記述は、これこれこういう理由によって当てはまらないという旨を、この別の場所でも追加できるという理解でよろしいでしょうか。
- 個別のあれについてどうかというのは、そういうことを、必ずしもそうあれされなくても、実質的にこれと違うというか、あれする意見が述べられて、それがこちらに記載されればそれでよろしいのではないのでしょうか。
- ただ、これは明らかに、売る人がみずから買うということを言っているんじゃないでしょうかね。〇〇委員、そう読めませんか。
- だけど、先生、私はそうは読めなかったです。それをやり始めると、ヒアリングの一つ一つについて、自分にはこう読めるとかという議論に。今、座長が整理されたように、ヒアリングで出たいろんな観点からの意見について、ここにいる各委員もそれぞれ意見を持っているんだと思うんですが、それはまた44ページ以降の実質議論として、また別途にまとめたほうが読み手に対しても親切なのではないでしょうか。
- よろしいでしょうか。
- この点については後日意見を出させていただきます。
- はい。それでは、〇〇委員のご指摘の第2点の点ですが、第2点、先ほど出た44ページ以下のこのまとめの部分で、この手続、44ページの(4)の「検討」と書かれているところで、〇が2つ書いてあって、結局これは競売手続の各段階ごとに制度のあり方を検討する必要があると。私の記憶では、これは〇〇委員のご指摘だったと思うんですが。
- はい。それはそれでいいんですけども。
- ええ。それを踏まえて、この取りまとめの仕方を、そういう手続の段階ごとに図っていると、そういう趣旨だと思います。それで、今、〇〇委員がおっしゃったのは、その全体についてのニーズないしメリット、各案ごとのそういう、いわば総論的なというか、こういう各論的な記述とともに、そうい

う総論的な記述も必要であるということでしょうか。

- 総論というか、ニーズというのはまたそれで一つの各論だと思うんですよね。
- ええ。その全体のニーズにつきましては、27ページ以下で、「非司法競売を導入する必要性・ニーズについての意見」というのはここにございます。
- いや、B案のニーズ、C案という手続のニーズということなんですが。
- について、それぞれあったほうがいいんじゃないかと。
- 項目を立ててやる必要があるんじゃないかと。多分、研究会でもそういう議論があったと思うんですけど、それが一切ないので、おかしいなと、そういうことにございます。
- この最後の62ページに、「各案ごとの意見のまとめ」というのがございますが、こういう最終的に支持する意見、支持するかどうかということではなくて、ニーズのことですね。
- いや、そういうことではなくて、ビジネス界のほうで、どれぐらいのシェアで使ってもらえる制度であるかということにございます。
- それの各委員の。それはヒアリングではそういうのもありますけれども、各委員の見方を書くべきだということですかね。
- 意見も、そういう議論も研究会の中であったと思います。
- ええ。そうすると、この(4)の中で、ア、イ、ウ、エ、オとなってますけれども、そこに何かニーズとかメリットの評価というような項目があったほうがいいんじゃないかというご意見ですね。
- あってしかるべきだと思います。
- どうぞ。
- 言葉だけ確認させていただきたいんですけど、今、〇〇委員がおっしゃったニーズというのは、典型的に想定する実際の類型というふうな理解でよろしいんですか。そういうこととはちょっと違うんですか。こういう制度のニーズという言い方はわかりますけど、B案のニーズという言葉の使い方がちょっとよくわからないんですが。

- 平たく言えば、全体の、仮にその制度が導入されたとして、競売事件全体の中で何%ぐらい使われるようになるんだろうかというような話です。
- 例えばD案ならどうなるんでしょうか。
- いや、別にそれが、何て言うんですか、例えばD案などについて言えば、基本的にさまざまな、ほんとうに実現するかどうかは別として、一応かなり広い利用可能性を想定して、制度設計をしているものですよね。それがほんとうに使われそうかどうかは別として、ある程度、その制度のメリットというような観点から、広く使われそうなのか、あるいは非常に特殊なターゲットをねらった制度であるのか、そういうことについての評価はあってしかるべきではないかということなんです。
- それは評価ですか。
- 評価というか、ここで言っているのは、それぞれの研究会で出た意見を整理して並べているわけですよ。そういう意見もあつたのではないかということですよ。
- 何%ぐらいという議論はしましたっけ。
- いや、僕は、例えば〇〇委員などから聞いた記憶がありますので、それが規制会議の……。
- 比較的その……。
- 規制改革会議なので、こっちじゃないと思います。
- あっちだっけ。こっちじゃないでしたっけ。
- どうぞ。
- よろしいでしょうか。〇〇委員がおっしゃっているのはおそらく、私、この30ページ以下に、各案の紹介がなされているところに、それぞれ特徴という欄があるんですよ。〇〇委員がおっしゃった、その典型的な想定例というのは、多分これだと思うので、多分何%というのは、議論としては無理だと思うので、この特徴のところは、A案にせよ、B案にせよ、C案、D案にせよ、おっしゃることは全部このAからDまで悪口ばかり書くんじゃないで、光っているところもきちっと整理しようという話だと思うので、むしろ

特徴のところを書くべきで、もし、ごらんになって、これじゃまだ魅力がいまいち光っていないよということであれば、そこについてのご要望をちょうだいした上で、さらにブラッシュアップしていくということになりますかね。

- いや、この特徴というのは、むしろ提案者みずからがこういう制度ですと言って示したものですよね。いわば、手続の定義なんですよ。そうじゃなくて、ほかのメンバーから、この制度はこういう点でいいんじゃないかというような議論があったと思うんですよ。例えば先週の議論の中でも、例えばB案などは、これこれ、任売崩れのこういうような場面で使われるんじゃないかというような意見があったと記憶しているんですが、そのための項目立ての独立に、最後のところの評価というのは、そうやってニーズはあるんだけど、ほかに制度として問題点があれば使われないという意味での評価は、評価としてするかもしれませんが、その使い勝手がよさそうだとか、民間の人間だったら、これはこういう場面に使えるんじゃないかというような議論、意見があったはずだから、それは独立して入れたほうがいいと、そういうことです。
- じゃあ、これは、私にもわかにかにそういう議論が非常に行われた……。
- いや、だから、もちろん、議論を、もう一度議事録をひっくり返してもらって、そういうような意見があるんだとしたら、独立して落としてください。
- ええ。ということですね。
- 一つもなかったんだしたら、別にそういう必要はないと、そういうことをございます。
- はい。ありがとうございます。じゃあ、ちょっとその辺はご検討いただいて。〇〇委員、どうぞ。
- 過去の議論だけを今しているようなんですけど、私はこの1ページのところの、「平成19年6月22日閣議決定」の後の括弧書きの中で、何々を踏まえ、我が国の競売制度の改善策として取り入れるべき点がないか、取り入れるべき点があるとすればどのような内容が考えられるかについて検討を行い、結論を得ると、こうなっているわけですし、その点についての検討が果たし

て十分に行われているのかということが非常に私は疑問でして、〇〇委員もおっしゃったと思いますが、私も各ポイントごとに分けて議論をするべきだというふうに申し上げたと思うんですね。

ほんとうにこれは大変だったと思いますが、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、このお3人だけに立法論的なお話をさせていただいて、それぞれあそこが悪いの、ここが悪いのという話をしてしまっただけで、果たして今回のこの閣議決定にこたえているんだろうかというのが非常に疑問でして、例えば、一言で言うと、どういう答えになるんだろうと。もちろんB案、C案というものが、あるいは多数意見がB案だったからこうだというふうにおっしゃるのかもしれませんが、幾つもの〇〇委員から出た案の中で、例えば3点セットが必ずしも必要なのかという意見があったときに、いや、なければだめだというご意見は大変いただいたわけですから、だとすると、3点セットは絶対必要だと。3点セット以外のものは認められないと、こうおっしゃるんだったら、そういう意見ということになるんでしょうし、どこまでが認めてもいいのか、この程度は緩めてもいいんじゃないか、こういう局面においてはこの程度のものでもいいんじゃないかということであれば、それを書くべきだというのがここの閣議決定の内容だと思うんですね。

ところが、そういう方向に議論が発展しないままに、どうも、ひたすら、3点セットは必要であって、その3点セットが要らないと言っているD案はだめなんだという弊害があるんじゃないか、可能性があるんじゃないか、おそれがあるんじゃないか、危険があるんじゃないかという可能性だけの議論に、私は行っているような気がしますので、〇〇委員は過去の点について議事録をひっくり返してとおっしゃいましたけれども、もしその点の議論がないのであれば、まだあと1回あるわけですから、その点はやるべきじゃないかと私は思いますけれども。

要するに、今までのところだけでは、ないという意見で統一するというのなら、それはそれで結構ですけれども、あるということをおっしゃるのであれば、あるいは、少しはあるということを使うのであれば、その点も検討す

るべきじゃないかと思いますが。

- 議事運営の問題は、閣議決定の問題についてのご指摘、大変よく理解できるところであります。私自身の認識では、この閣議決定、今、閣議決定を果たして履行しているか疑問だというご指摘ございましたが、この取り入れるべき点があるか、あるいは、あるとすればどのような内容かということですが、これは比較法の勉強というか、あるいは立法論の議論をするときは、皆さん、そういうふうにおられると思いますが、一言で言って、こうだというような結論というのは、やはりなかなか出てこない。

これは〇〇委員もご存じの、とりわけ裁判手続というのは、私も何回か申し上げたことはありますけれども、円環構造といいますか、全体が関連して一つの制度を形成しているものでありますから、今ご指摘の3点セットの要否ということを考える場合にも、当然それは引渡命令との関係、保全処分との関係、最低売却基準価格との関係、いろんなことを考えないと、一言で3点セット、要るのか、要らないのかということというのは、率直に申し上げて、答えられないんだと思いますね。

- それはもうそうだと思います。
- ですからこそ、こういう幾つかの案といいますか、一種の手続モデルみたいなものを構想して、全体として整合性があるものを立てれば、こういうものと、こういうものと、こういうタイプが考えられますという形の、この研究会としては議論になっていったのかなというのが私の認識で、それはこういう手続を考える上では、ある意味でやむを得ない、そういうせざるを得ない検討の仕方だったのではないかと。そういう意味では、私はこの閣議決定が言っているところの、取り入れるべき点がないか、取り入れるべき点があるとすれば、どのような内容が考えられるかという問いには、この研究会としては、私は答えた、それが不十分であったかどうかというのは、これは評価される方にお任せするほかはないですけれども、私としては、この研究会のメンバーの多くの方に同意いただいているんじゃないかと思いますが、精いっぱい答えたのではないかとというのが私の認識であります。どうぞ。

- すみません。おっしゃることはよくわかりますし、別にいけないと言っているわけではなくて、49ページの真ん中辺のcの次の○のところに、「バリエーションごとに、3点セットをどこまで省略、簡略化、代替化することができるかを考えるとともに、それによって問題が起きた際の救済策も考えるべき」だということ、多分私が言ったんじゃないかという記憶なんですけれども、こういう問題提起がされているんですが、それについて、各委員の中で、細かく検討した経過がこの後、どこにも出てきていないと思うんですね。そういうことでいいのかなというのが私の、つまり、別に私の言ったことに答えてほしいと言っているわけじゃないんですよ。

そういう意味では全然なくて、全体として、そういう積極的な方面の、消極的なご意見はすごくあって、こういうおそれがある、こういう危険性がある、これが間違いになるんじゃないか、弊害があると、可能性はいっぱいあるんですけど、それをかいくぐるために、こういう代替的な、簡略化する、何かプラスの方法ができないかということについてのものの、私はちょっと、3人の先生に個別に出していただいた以外にあまりにもないんじゃないかなと。これをもう少し深めるべきであったんじゃないか、あるいはもう一回あるわけですから、そこを少しでもやるべきじゃないかということをお願いしたいと思います。

- それはまことにごもつともなご指摘だと思います。あとでも申し上げたいと思いますけれども、次回の研究会までに、きょうのご議論を踏まえて、各委員からご意見をちょうだいして、それを踏まえてさらに次回ご議論しようというふうに考えておりますので、それはまさに〇〇委員が言われたような点それぞれの各、まさにこのcのバリエーションの話とか、それぞれの点でご意見をちょうだいして、その際には、今、〇〇委員からもご指摘がありました。あまり揚げ足取りと言うと恐縮ですが、そういうようなことばかりではなくて、そういう積極的な点も踏まえて、部分も見極めた上で、建設的なご提案をいただきたいというのはまことに私からも申し上げたいところですので、そのようなことでお願いしたいと思います。

よろしゅうございませうか。それでは、ほかの点でいかがでせうか。
あるいは、今、〇〇委員の、このバリエーション、49ページのところにつ
いて、もし何か皆さんのほうでご意見があれば伺いたと思います、ほか
の点でも結構です。どうぞ、〇〇委員。

- まだ全体的なところがよくまとまっていないので、断片でまたあら探しの
ようで大変申しわけないんですけど、ちょっと思いつくままに2点ほどなん
ですけども、今の3点セットに絡んで、48ページのbのところに関して
なんです、内覧を行うこと等によって3点セットを不要としたり簡略化し
たりすることについては」ということで、意見が並んでいるんですけども、
実は、私、整理が先生と違っておまして、内覧を行うことで3点セットに
代替するという案が出ていたという実感がなかったものですから、そういう
意味で読みますと、私自身は、内覧と3点セットは全く別のものであるとい
うふうに考えておまして、もちろん、ここの記述で構わないんですけど、も
しこういうbのような立て方をするのであれば、内覧自体においては、まず、
公法上の規制については全くわかりませんし、また、占有者の認定一つとっ
ても、内覧をするだけでそう簡単にわかるとは思えないと。

したがって、内覧に応じる、応じないとかと、こういう問題以前に、その
得られるべき情報が全然足りないのではないかという問題点を、もし今まで
出ていないようであれば、この場で出ささせていただきたいというふうに思
いますので、3点セットという重要な議論に絡んで、ちょっとここは、私自身
考えているところでありますので、もし、きょう出たということに加えて
ただけるとありがたいかなということをお1点でございませう。

それから、第2点なんですけれども、55ページから56ページにかけて
なんです、55ページの上から2つ目、「D案に対しては」のところの2つ
目で、「債務者保護は、強行法規によって図るべきではなく、抵当権設定時
における抵当権者と債務者・所有者との合意によって、債務者・所有者にごく
短期間の受戻権を認めることによって図ることができる」という、この点に
対して、56ページのほうの上から2つ目でしょうか。「債務者・所有者に競

売後の受戻権を認めたととしても、これを行使するには、債務者がより高く購入してくれる第三者を見つけなければならないのであって、債務者保護としては不十分である」と、ここはかみ合っているかと思うんですけれども、まずこの56ページの2つ目を言うためには、前提として債務者自身には資力が無いというところの指摘が必要かと思えますし、それからもう一つは、これはD案に対して、あちこちで出てはくるところかと思うんですが、やはり設定時の合意では、この受戻権を認めないという合意がなされるリスクをもともと含んでいるわけでありまして、そのこともこの55ページの2つ目の○に対する反論としては、位置づけておかないといけないのではなかろうかと、かみ合わないのではなかろうかというふうにもちょっと思ひまして、大変揚げ足取りのような細かいところで恐縮なんですけど、その2点、指摘させていただきたいと思えます。

- ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。今のような個別の点で、もう少し意見を加えたいというところで結構です。どうぞ。
- そういう細かい議論をすると切りがないんですけれども、ちょっとこれは、今、見て思ったのは、この同じく56ページの「債務者がより高く購入してくれる第三者を見つけなければならないのであって、債務者保護としては不十分」だというのは、それはそういう高く購入してくれる第三者を見つけるのは大変ですねということを言っているみたいなんですけど、何でこういう議論になっているかということ、思わぬ安値で落札されてしまって、債務者が困ってしまったから、だから、受戻権を認めましょうよという文脈でいえば、思わぬ安値で落札したんだったら高く購入してくれる第三者を見つけるのはごく簡単な話なので、というようなことを、今の議論では、やっぱりこの場でどんどん言い出すということなんでしょうかね。
- それぞれの部分についてご意見があれば、それは言っていただいて。最終的にどういうようにまとめられるかは今後の問題ですが、ご意見をいただければ。
- 例えば今の○○委員の意見でも、最初から債権者のほうで受戻権なるもの

を認めるわけないよというような議論ですけれども、その受戻権を認めることによって、債務者のほうが非常に大喜びだ、大助かりだということであれば、より高い金利で借りようとするんだから、そういう契約だって、当然選ばれるんじゃないかということは言えるわけですよ。ちょっと話にたまたま出たのでコメントしたんですが。

- どうぞ。
- 一つ一つについてというわけじゃなくて、55ページの2つ目の○に対応するものとして、56ページでかみ合わせるとするのであればということで申し上げたわけでありますので、一つ一つのあれについて、必ずしも、より発言者が満足の行くように表現を直していきましょうということでないわけですから、またそれは必要に応じて反映させていくということによろしいのではないかと。私自身はかみ合わせの問題として申し上げておきます。
- どうぞ、〇〇委員。
- ちょっと違うことを申し上げて。私が一番、今後もし、先ほど〇〇委員がおっしゃったようなものをヒアリングしていただくということであれば、先生方に教えていただきたいと思っていることがございまして、それは一番、特にD案に対する弊害として、諸先生方から出てくる議論の出発点が、結局、債権者が債務者を、弱者である債権者、あるいは知的な判断の劣る債務者をいいようにして、結局、情報や何かを多く出さないで、そして、不動産の価格について下限規制もされないということであると、非常に安く買ってしまって、あるいは、自己競落ないし、自分でしてしまって、それを高く売ってもうかるというような悪辣な行動がとられるという、まずそこにそういう一つのドグマというんでしょうか、そういうものがあって、そこからいろんな論理が全部発生してこられるように思うんですが、公開オークションで行って、そのオークションを行うときに、〇〇委員にしてもそうでしょうし、私もそうだと思うんですが、何ら情報提供しないでやるということも考えられませんし、そういう中で、理論上の可能性として、そういう悪いやつが出てきて、悪いことが行われる可能性がゼロとは、私も言いません。それはある

と思います。弁護士を二十六、七年やってきております。悪いやつもいっぱい見えていますから。

ただ、それが今回この導入しようとしているときの、競売の民間開放といったものについての障害物としてどのぐらいのものになるんだということをやはりきちっと議論していただいて、それが100のうち10も20もあるんだと、だから、とても危なくてやれないという議論なのか、1万件のうちの1件か2件なのかどうかと。あるいはそれについて事後的救済でカバーできないんだというようなことなのかどうかということは議論しないで、一つのドグマを設定して、こういう弊害の可能性があるから、だから、D案だめなんだということでもいいのかなというのが私の大変素朴な疑問でして、それでは冒頭申し上げたような負託にこたえていないんじゃないかというふうにつながってくるわけでした。

何しろその点の、私の素朴な疑問があるんですが、そういうところをもうちょっと検討すべき、ここで議論を積み重ねるべきであって、可能性の問題では、おそれの可能性、弊害の可能性、理論上の可能性があるから、もうそれはだめだということではいかないんじゃないかと思っているんですが、その点をぜひご議論いただきたいと思っております。

- 私の認識では、それは議論しなかったわけではないとは思いますが、ただ、もちろん、何%あるかというのは、全くの推測の問題になってしまうので。
- それはちょっと言葉に語弊がありますけれども。
- ええ。どの程度あるのかというのは、多分そこはかなり認識が違って、水かけ論になるおそれが高いとは思いますが。コメントがもしございましたら。
- ただ、現在、定量的に判断できないとすると、歴史をさかのぼって考えることになると思うんですが、譲渡担保をですね、丸売り禁止、清算義務を課すという一連の流れ、判例があったのは、やはり債権者と債務者というのは平等じゃなくて、お金を借りる側がどうしても非担保債権よりも高い額の担

保物を提供して、債務者が損をしがちだというのが、社会実態としてあって、しかも、それがあつた程度問題になつて、わざわざ最高裁まで行つて争われて、判例がつくられる、過去の実態があつたということは事実としてだと思ふんですね。そこから何を学ぶかということじゃないかと思ふます。

- どうぞ。
- どうしてもやっぱり、まさに法律屋の議論なものですから、そういう可能性とかそういうおそれ、今、〇〇さんがおっしゃつたように、歴史にさかのぼるといふことは大事だと思ふます。そういったことしか言えていないのでありますけれども、一点、この民間競売の話といふのが、やはりできるだけ期間と経費を安く、短く安くしようといふところがやっぱりかなり強く出ていたと思ふのです。そういうことから考えますと、できるだけ情報は、例えばCMの広告を1回打てばそれだけお金がかかるわけで、時間もかかるわけでありまして、それを安く短くしようといふことになると、どうしてもそういった情報提供といふのはラフになるんじゃないかといふ、そういうことになってくるのではないかといふ、やっぱりそのおそれとか可能性といふのは出てくるわけですね。

それはそれで、そもそも論としてこういう、できるだけ迅速に安価で手続を進めようといふ、そういう発想がまずあるものですから、やはりそういうほうにどうしても頭が法律屋としては行つてしまうわけなわけです。むしろこの辺は、経済学をやっておられる先生がそういうきちんとした、問題も起こらず、問題が起こるパーセンテージが非常に低くて、かつ、安くて短い期間でできるのだといふことをむしろ教えていただけると非常にありがたいといふふうには思つたりするわけなんです。

- どうぞ。
- 大変いいお話になつてきたと思つて、両先生がおっしゃることは最もだと思つておりまして、私の場合は、出発点として、債権者といふのは、目的不動産をいかに高値に売つて、多く回収するか。そして、債務者もいかに高値で売つて、自分の債務を減らすかといふところにある。そういう普通の人を

想定して考えていたものですから、そうだとすると、その方たちが協力しておやりになることというのは、不動産を高値で売ることだということになってくると思ひまして、そのような通常の動機からすれば、高値売却でもって、協力して行動していくのは当たり前なんだから、その協力のもとにコストと時間を削減できるんじゃないか、そういう方法として何があるのかというふうに考えていたわけでして。

今の両先生のお話は当然危惧としては十分、私も端くれとしましてわかるつもりでおりまして、問題はそれを私は例外としてとらえるものですから、その小さな、小さなと言ったら大変失礼ですけど、その例外をどういうふうにして事後的に救済するのかということに意を砕くべきであって、その前提としては、まず広く門戸を開放していく方向に何か考えられないだろうかということには申し上げたいと思っております。

- ○○委員，どうぞ。
- 今の点につきましては、私も歴史をさかのぼるということももちろん必要だと思いますけれども、横の話としましては、カリフォルニアの調査の結果を若干申し上げたいと思うわけですが、今、○○委員が言われたような、通常の合理人であれば、高く物を売るとというのが通常の方向性だろうとおっしゃるのは確かに、経済合理人としてはそうなのかもしれませんけれども、私が伺ってきた話の中では、まず金融機関の側としては、情報を開示するというインセンティブはもはやないし、債務者のプライバシーにかかることなので、開示することも難しい。また、これは今の○○委員のお話とかかわりますけれども、コストの問題があるわけですね。正確な情報を私人が出そうと思えば、それなりに契約して、フィーを払って、そして、見てもらわなきゃいけないと。しかし、それを国がやった場合には、それは公共の財としてみんなで負担するんだということになるわけですから、それはどちらがコストが低いのかという問題は1点あり得るのだろうというふうに思います。

債務者のほうとしても、普通は高値で売りたいだろうというお話だったわ

けですが、高値で売りたいというふうに考えるのは、任意で売る場合であって、任意売却のレベルまではそうだというふうに一般に皆さんおっしゃるわけですが、もうそれがつぶれているというのはかなり例外的なあるいは病理的な状況になっていると。そこにおいて、債務者に対して、通常のエconomic合理人の判断を求めることができるかという、これはかなり難しく、非常に弊害が生じている。債務者のほうは情報提供をしないし、内覧も許さないし、場合によっては、自分でその建物の内部を散々に壊して出ていくというようなことは常態化しているので、レシーバーを雇うか、雇わないかというレベルの問題なんだろうというお話は、何人かからは聞いてまいりましたので、そのあたりのことも考えなきゃいけないのかなと思うんですね。

先ほどちょっと言い忘れたんですけども、弊害との関係で申しますと、カリフォルニアでも、例えば本来何千万かの家屋に関して、何百ドルあるいはせいぜい1,000ドル程度で落札をされてしまって、路頭に迷うという人が出ておまして、これはもちろん、向こうのマスコミで非常に大きく取り上げられて、それを改正する法案を出そうとかいう話にもなったわけですので、それらがそれらに関する訴訟がまた最近でも起きているということを考えますと、必ずしも万万が一の弊害だというふうに言い切るだけの根拠は必ずしもない。アメリカ人と日本人は違うのかもしれませんが、必ずしもないだろうということは情報提供として差し上げます。

また、事後救済ができればそれで済むのかという問題もまた他方であるように思われまして、やはり事後に、たとえ救済されたとしても、そこに至るまでの非常に大きなハードルというのがあって、とりわけ債務者は既に資力が無いものにとって、そこからはい上がって、弁護士のところまで行って、救済を求めなさいというのは、日本の状況を前提とすると、かなり大変なのではないかという感じがいたしますので、事前に防ぐということにむしろ軸足を置いた検討をしてもいいのかなというのが私の今の感想でございます。

- よろしゅうございましょうか。どうぞ、〇〇委員。
- 〇〇委員は大変お話がうまいので、思わず説得されてしまうんですけど

も、今のお話というのは、平たく言うと、競売自体が問題であって、民間競売固有の問題というわけではないんじゃないかと思うんですよね。ですから、アメリカの場合は、その司法競売でも金融機関が自己落札というようなケースの中で、債務者が物件をどんどん荒らしていけば、そういう事態にも陥るということで、もう少し冷静に、〇〇委員の提案を踏まえて、考えたいことが一つあるわけなんですけれども、〇〇委員からも、今の〇〇委員からもお話があったコストということですね。そのコストというときに、抵当権者あるいは最終的には、それは債務者に負担に帰すことになるんですが、という民間にとってのコストというよりも、社会全体にとってのコストを考える視点がちょっと欠けていたのではないかということです。

というのは今、その東京地裁の場合でも、民事執行センターに25人の裁判官と120人の書記官がいて、これが91年から2001年で3倍増したというお話なんですけど、3,000件をそれほどの要員でやっているとなると、直接人件費と間接人件費、あわせて民間ベースで計算すると、1件の競売当たり大体80万円ぐらい、公的な金が投入されていることになるはずなんです。

それは確かに、競売が一般処理が発生してくるような景気があんまりよくないときには、それでも手一杯になるかもしれませんが、逆に、景気がいいときで、そこそこ競売処理が進むと、その要員が余ってしまうということがあるはずなんです。ということであれば、例えば要員をかつてのように3分の1にしろとは言わないけど、半分にして、そのかわり、競売処理がたくさん発生してくるような景気が悪いときというのは、不動産業界にとっては暇なときですから、そのときに不動産の民間人ができるだけ処理を行うようにすれば、全体でみんなの税金をかなり安くすることができるというような観点から、人的リソースの有効活用というようなメリットも考える必要があるんじゃないかということをお指摘しておきたいと思います。

- これは裁判所、何かコメントはございますか。いや、無理にとは言っていないんですが、もしございましたら。

- 先ほどの東京地裁の体制のお話が出ましたので、若干、私の記憶に基づいてご説明させていただきますと、現在、民事執行センターで勤務しております裁判官は18名でございまして、職員も、〇〇委員、何人とおっしゃいました？
- 書記官120人と聞いていたと。120。
- 私の認識では多分100ぐらいじゃなかったかなと思うんですけど。
- あと、霞ヶ関もあれは21部の人間が一部いるんじゃないかなって思いました。
- でも、霞ヶ関は代替執行とかそういうものが。
- 21部ではないですか。
- いや、21部ではあるんですけど、不動産競売は21部なのかな。不動産競売と……。
- 僕がさっき言った人数は21部の人数ということなので、純粋な不動産競売の要員じゃないのが入っているかもしれません。
- じゃあ、霞ヶ関のもあわせてということですね。よろしいですか。どうぞ、〇〇委員。
- 裁判所のコストという観点でいきますと、確かに若干詰め切れていないというのは、多分詰めることは不可能な状況なんだろうなと思うんですね。といいますのは、B案にしろ、C案にしろ、あるいはD案にしろ、裁判所の関与はそれなりにあるわけですので、今、〇〇委員のおっしゃった裁判官と書記官が全く要らなくなるという案は一つも出ていないわけなので、じゃあ、どこまで軽くできるのかということの検証というのは、これはもう不可能だろうと思うんですね。それとあと、民間の場合にいったときの、民間のときの費用というものも、これは新聞から何からすべて積算しているわけでも何でもないものですから、結局のところ、不可能なのかなと。その安くて、速くてという、だから、民間のほうがいいんじゃないかというところから、最初のころは出発点が、何点かそういうところは雰囲気があったかと思うんですけども、必ずしもそこは全く検証されていないというふうに思われます。
あるいは、かえってコストが高くなるんじゃないかという指摘も実際、こ

この研究会で出ていまして、これは最後のほうにたしか書いていただいていたかと思うんですけれども、それまでどのぐらい高くなるのかということもありますし、あるいは以前に、チラッと〇〇委員がおっしゃった費用についての助成のようなお話というのを、随分前ですけど、チラッとおっしゃったようなことがありまして、そういうものは採用するのかもしれないのかというところもまた、ほんとうは議論としては絡んでくるのかなと。ただ、その辺では全く形になってならない、用途として形になっていかないのかなと思うんですけれども、もしやっていくとなるとすれば、そういった精密な議論が必要なのかなと思いました。

- どうぞ。
- 民間が安くなるか、裁判所の競売が安くなるか、それは直ちに論証することはできないんですけど、材料としては、裁判所の裁判官や執行官の場合には、より高値で売却するということのインセンティブがもしその民間の競売実施機関というのがマーケットになって、それぞれ登録された業者がお客さんの取り合いで頑張るようになったときと比べれば、そのような民間業者のほうが、もちろん権力的な発動については、もう裁判所、執行官がやるのは当然の前提としても、調査の部分、売却の部分、それから、配当の部分、こういうようなものはむしろ民間機関が切磋琢磨することによって、コストダウンが図られるというのは、一つのロジックとしてあり得るのではないかなというふうに思います。

それからあと、もう一つ、先ほど〇〇委員がおっしゃっていたこととの関係なんですけれども、あるいは〇〇委員からも、確かに歴史に学ぶことは重要でして、譲渡担保で丸取りされていたというようなことがあったことについての仮登記担保法のような規制は当然といたしましても、今、議論されている、例えばD案のような競売制度に関しても、その売却手続について公の場で公告、定められた方法でやった上で行う、その売却業者自体も登録制で、その業者が高値売却の十分なインセンティブを持っているはずだというようなことがあれば、それは従来の仮登記担保法がなかった、判例法も確立され

ていなかったときの譲渡担保丸取りとは随分状況が違うはずでして、ぜひ私が教えてもらいたいと思うのは、そういうときに、具体的に例えばこういうような執行契約によって、債務者が不利益をこうむるとか、あるいは売却の場で、こういう悪いやつがうまく活躍することによって、暴利をむさぼることができる具体的な手口なりケースなりをぜひ提示いただきたいと思うんです。そうすれば、それに合わせてまた制度を考えることもできるし、あるいは、例えば受戻権の1週間程度のものを、ほんとうは強行規定として設けるということもあり得るのではないかと思いますし、そういう議論、残り少ない研究会ですけど、ぜひ具体的な指摘をいただければありがたいというふうに思っております。

- いかがでしょうか。どうぞ、〇〇さん。
- 具体的な指摘というわけではないんですけれども、先ほど〇〇委員のほうから、債権者の合理的な判断としては、高値売却によって債権を回収するんだというご指摘がございましたけれども、そういう債権者も当然存在するとは思いますが、もう一つの方法として、競売においては、特に高値売却でなく、廉価に自己競落した上で、それを転売するなどして、実質的に債権の回収を図るという、そういう債権者のニーズも存在するのではないかなと思いますので、その点について若干、一つだけご指摘させていただきたいというふうに思います。
- どうぞ、〇〇委員。
- すみません。暴利行為の例示という意味で言うのは、ちょっと適切でないと思うんですけれども、このヒアリングの中でも、サービサー会社さんの中には、安く落として、高く売って、利益を得るのだということを堂々とおっしゃったところがあるわけでありまして、これがその自由な競争市場が形成されないという前提のもとで、そういったねらいを持っている債権者が落札した場合、客観価格よりも安めでもって、落札され、かつ、その不足金が債務者に残るといったような事態がこれは十分あり得るところではないかと思います。

- どうぞ。
- 今のお話、具体的には〇〇債権さんだったと記憶しているんですが、そこでおっしゃられていたのは、昔はそれで結構もうかったと。要は、執行妨害とかがあったときに、なかなか安い価格でしか売れないというときに、結構買ったものを、暴力団も退治しながらきれいにするのに長けていた、そういう回収会社が非常にもうかったということなんですが、今は、自己競落、転売型はもうかりませんと言ってましたね。どうしてかという、それはそれこそ一般の人が結構、執行妨害問題が解決してきて、入ってきて落とすようになったので、それはちっとももうかりまへんわということで、今、アトリウム債権自身もかなり中の組織改革で仕事がなくなってきて、大変なようなんですが、要は、民間競売の売却実施者というものもそのような競争的な環境にあって、一般私人もどんどん入ってくるし、逆にそのことによって高値で売却できるというような環境にあれば、安値落札してもうけようというような業者も出てこれないんじゃないかという、そういうマーケットをいかにつくっていくか、そのために業者としてはどういうところを認定していくかと、要は、そういう問題なのではないかと思います。
- よろしゅうございますか。ほかに。どうぞ、〇〇委員。
- ちょっと違う話というか、この30ページでしょうか。以下の、A案からD案までのまとめられている中で、きょうの〇〇委員のご意見とかも伺っていて、やっぱり競売の実施者が出したというのをもう少し明確にするというか、だれがどういう部分まで決めていいのかということをはっきり書いておくということをおかないと、あとの議論などとの関係でわかりにくいという気がいたします。〇〇委員、多分D案実施権者にある程度規制をかけるというようなことをおっしゃっていましたが、これは私の記憶だと、あとから少し変えられたんじゃないかと思うんですよね。ですので、そのインタビューのところのものも多分その前の案に対するご意見で、そうすると、やっぱりかみ合わないところがすごく出てきてしまうので、このときの時点ではどういう案だったかという点も含めて、もう少しA案からD案の説明を詳

しくしていただけるといいんじゃないかと思うんですが。

- ご指摘，まことにごもつともだと思います。この各案についてはあれですかね。もう少し詳しいものが別紙というか，つくんですかね。
- 基本的に各提案者の方につくっていただいたペーパーをつけるという予定でおります。その中には，実施者も含めて記載があるということになるのかというふうに思います。
- ただ，あれですね。そのD案については，確かにここの叙述だと，B案とC案はヒアリングの後，変わったということですが，D案については従前どおりであるという，このご指摘があれですかね。
- だれが競売実施者になるかという点も，ヒアリングの途中の段階でD案も変わってということだったろうと思いますので，ですので，このヒアリング段階におけるA・B・C・D案のところ，おそらく〇〇委員の趣旨としては，この項目が11項目ありますけれども，その項目の一つに，競売実施者というのを加えたらどうかという趣旨かなと思ったんですけれども，そういう趣旨でよろしいでしょうか。

はい。私個人的にはやっぱり競売実施者がだれかということは，自己競落をするのを認めるかどうかという点と絡んで，非常に重要だと思いますので，入れていただきたいということと，あとやっぱり，D案にちょっと変わって，あとの議論との関係で，そのインタビューのときのご意見が非常に不合理なことをおっしゃっているように書いてもまずいし，多分〇〇委員のご意見自身との関係でも，やっぱり客観性がないと思いますので，この点を，途中で変わった点も含めて書かれたほうがいいのかということですね。

- じゃあ，ちょっとそれはお願いして。この意見，そのヒアリングのご意見も変わる前のものは全体変わると思うんです。確かにおっしゃるような違うような感じがします。
- ヒアリングの途中で変わった，例えば引受主義から実質消除主義に変わったという点を脚注でつけておりますので，同じように脚注で途中で変わったというふうにつけてということにさせていただければと思っております。

- じゃあ、そういう形でよろしく申し上げます。ほかにかがでしょうか。どうぞ。
- あと全般的な取りまとめの仕方ということなんですが、それぞれの記述の中で、多数意見はこうであった、あるいはこういう意見が多かったというような記述が特に一番後ろのほうの部分で散見されるわけなんです。これは以前、私のほうでも確認させていただいたんですが、この研究会として多数決で決めるというようなことはしないということであれば、あくまで並列で書く、どれが多数だ、少数だというような記述は一切外していただくか、あるいは一つ一つの議論についてどっちが勝つか徹底的に議論した上で、研究会として結論を出した上で、その結論を書くのか、いずれかにしていただきたいと思います。ただ、もちろん時間の関係、それからそれぞれの専門分野の関係で、なかなかそのような生産的な議論は難しいというふうに考えますので、基本的には一切、多数決で決めるようなニュアンスがあるような表現は今回の報告書については一切やめていただきたいということです。

これについては、最終的な報告書、これは委員全員の名義、研究会全員の委員の名義による報告書の取りまとめということになると思いますが、その点について、それができないということであれば、私としては絶対にそれは賛成することができない。ですから、そこには名前を連ねないで、別途少数意見の形で世に問うというような形にしたいと思いますので、ぜひそのような形での取りまとめをお願いします。

- はい。という取りまとめについてのご意見ですが、いかがでしょうか。ほかの委員のご意見。どうぞ。
- 多い少ないと書くと、どうして多数決になるのか、私よく理解できないんですけども、どの一つの案に決め打ちするということは、この現段階での「その1」のバージョンではなっていないわけですね。むしろこの意見、おそらく議事録を詳細に読めば、どういう意見が多かったのか、少なかったのかわかるでしょうけれども、それをしなくても、外部の人に、意見の分布はどうだったのかということをもしろわかりやすくするのが、この手続の透明

性との関係で大事なんじゃないでしょうか。多い、少ないか、どちらの意見が多かったんだろうかということは、読み手として関心がないことだと私は思わないのですけれども、そこはいかがなんでしょうか。

- 逆に、読むほうはそこしか読まないんですよ。なので、徹底的に議論を尽くした上で、みんなが納得して、少数派、多数派というふうになったのならばともかく、そうでない段階で、その意見分布についての記述を書くということは、外の読み手に対してはそういうふうに議論の結果、落ちついたんだという印象を与えますので、それはやめていただきたいということなんです。
- どうぞ。
- ちょっとよろしいですか。そこはわかりかし大事なことだと思うので、もう少し私の意見を述べさせていただきますけれども、ここの書きぶりは、こういう意見が多かったとか、こういう意見もあったという書き方になっており、どちらかに決め打ちするような書き方、どこか具体的にご指摘あればまた考えますけど、私が見た限りはないのではないかと思いますし、それから、研究会の報告書として、結論しか見ない、志の低い読み手を想定して、研究報告書を書くべきなんだろうかですね。それは心ある人を想定して出すというのが、研究会の報告書のあり方じゃないかと私は思いますが、いかがでしょうか。
- 例えばこの一番最後の62ページ目のところの最後の6行ですね。ここはB案を支持する意見が比較的多かった。等々の意見もあった。D案を支持する意見もあったが、反対する意見が多数出されたという。これは確かに、具体的な数字は出ていないけど、このような事実関係であったことはもちろん私も認めます。ただし、それは議論をほんとうに尽くした上で、こういう結論を得たということではなくて、あくまで各委員がそれぞれの委員の意見を言いつ放しの中で、結果としてそういう分布になったというだけであるのに、これが外に出ると、こういうふうに意見が集約された結果、まとまったというふうに見えますので、そういうような書き方はやめていただきたい。もち

ろん、〇〇委員おっしゃるように、心ある報告書のほうが、心ある方であれば、これは全部読めば、大体全体としてどういう意見があったのかというような意見分布はわかると思いますけれども、ただ、その多かった、少なかったという記述があると、それだけ見て、こうだと速断するという方が多いのではないかということで、それは私は反対したいと、そういうことなんです。

- ほかの委員のご意見。どうぞ、〇〇さん。
- まさに議事録を公開するという話を、事実上、議事がこうだったという事実上即してまとめると、こういうふうになるのかなというのが一つです。

あと、D案に反対する意見が多数出されたというふうを書いてあることについて、議論を尽くすべきであるということをおっしゃるのは、まさにそのとおりだと思うんですけれども、そのD案からの反論が必ずしも私たちの耳に届いてこない。そこがやはり一番問題なんですね。そこで、その議論を尽くすということができていない。言いつ放しであるというか、言われっぱなしというふうに言ったほうがいいかもしれませんけれども、そこでとまってしまっているという現在の取りまとめとしては、こうせざるを得ないのではないかというふうにちょっと感じております。

- ほかに。どうぞ、〇〇委員。
- 2点申し上げたいと思うんですが、本日に至るまでの研究会で議論してきたこと、本日を含めて26回の研究会の会合が開催されたんですが、これは違う認識もあるのかもしれませんが、私の認識では、決して各委員の意見の開陳は言いつ放しではなかったというふうに思います。どの委員も見解の相違する部分はあるんですが、極めてまじめに議論をしてきたんだと思います。まじめに議論してきたものを言いつ放しだというふうに評価するのは、私は難しいというふうに考えております。

もう1点は、そのようにまじめに議論してきた内容の意見の分布は、読み手に、国民生活にとって非常に重要な問題を議論してきたわけですから、意見の分布を伝えるということは必要なのではないかというふうに思います。したがって、今のような報告の取りまとめの基調で、むしろきちっと書いて

いただきたいというふうに思うわけで、若干具体的なお願いも添えますと、50ページですね。50ページの上から2行目なんですけど、「などといった意見もあった」といって、49ページからの意見が続いていますが、前回から今回にかけての〇〇委員や私の意見などもそうですし、同調する方も多いはずで、ここの50ページの2行目も、「などといった多くの意見があった」というふうにしていただかなければ困るというふうに考えます。

- はい。ほかにご意見はいかがでしょうか。どうぞ、〇〇委員。
- 言いつ放しというのは、おそらく〇〇委員のほうで、私のほうでこういう制度としてはどうかと提案して、それに対していろんな批判があったのに対して答えていないということをご指摘いただいているんだと。要は、〇〇が非常にふまじめに議論したということだとは思いますが、ただ、私のほうで、ちょっと途中から詳しい、今、実は税務経理という旬刊のレポートで、今、第4回、10回ぐらいの連載でもって、このD案の非常に詳細な報告を論文としてまとめておきまして、〇〇等にはごらんいただいて、非常に有益なサジェスション等をいただいているんですが、なぜこの場で、研究会でのそのような議論をしなくなってしまったかということ、例えば登記手続のお話にせよ、何にせよ、あまりにも、瑣末とは言いませんけれども、今もっと民間競売実施者は、これは私自身もちょっと反省しているところはあるんですが、どのような市場を想定して、どのような人が民間競売実施者になるべきで、そのときにどんなマーケットができるのかというような議論を一切、十分できない場だと、この研究会の場は。非常に手続論的なところに終始してくるということで、詳細なそういう回答をやめてしまったというような経緯があるわけです。

それをふまじめであるというふうに言われれば、それは認めたいというふうに思いますが、ここの競売の研究会というのはそれぞれ法律家の方が多いかもしれないですけども、我々は、私などはちょっとバックグラウンドも違うというようなこともありまして、そういう意味では、十分な、建設的な議論ができる場ではなかったというふうに認識しておりますので、それで多

数決的なニュアンスを与える意見分布について書かれるということであれば、そのような報告書の取りまとめには納得できませんということだけでございます。

- はい。この点は大変重要な問題であると思いますので、きょう何らかの形で結論を出すということは難しかろうと思います。また次回以降も具体的な取りまとめの仕方は議論していただきたいというふうに考えております。

ただ、〇〇委員にぜひご理解いただきたいのは、この委員それぞれが先ほど〇〇委員も言われたとおり、まじめに、それぞれの研究者、実務家としての今までの研究、経験を踏まえて、大変な時間をかけて取り組んでこられたことであるということです。おそらくそれぞれの方、それぞれ重心を置く部分というのは違うことは間違いないわけで、それぞれバックグラウンドは違います。法律学、経済学あるいは実務、さまざまなバックグラウンドをお持ちの方がここにおられるわけで、それこそが研究会を組織する意味なんだろうというふうに私は思います。そういう意味では、自分と違う意見、あるいは自分と違う点を重視する、重要だというふうに考えて意見を述べ、他の意見を批判するというのは、私の認識では決してそれはふまじめでもないし、悪意があるわけではなくて、少しでも日本の競売制度を、いいものをつくっていこうという、みんながそういう思いで結集している研究会であるということは、どうぞご理解をいただければというふうに思います。

それでは、最後の〇〇委員のご意見も踏まえながら、次回以降、研究機会をさらに進めていきたいと思いますが、最後に、次回以降の日程あるいはその内容についての確認ということですが。

- 次回以降の日程でございますけれども、次回は3月11日の火曜日ということで、次々回が3月31日の月曜日ということでございます。そこで、これから報告書案の取りまとめに入るということで、次回の記述は、非常に効率化あるいは有効に建設的にしていただくということから、少し期間で、ご意見、きょうのお示ししましたたたき台についてご意見がございましたら、ご意見をいただければというふうに考えております。

きょうの議論を踏まえたもの、これはできるだけ今週中に改訂（案）としてお送りしたいと思っておりますので、それを踏まえて、できましたら3月11日が次回期日ですので、3月6日の木曜日までにご意見をいただければ大変ありがたいというふうに思っております。6日までにいただいたご意見を集約して、また委員の皆様にはフィードバックをする必要があろうかと思っておりますので、3月7日にいただいたご意見を送付できるように作業を進めていければというふうに考えているところでございます。それを踏まえて、3月11日に次回記述ということでご議論をいただければ、事務局としては大変ありがたいと感じているところでございます。

- ということで、大変短い期間でまた大変なご苦勞をおかけして申しわけないと思っておりますけれども、ぜひ次回の研究会が実りが多い議論ができるための準備ということですので、3月6日ということで、恐縮ですけれども、ご意見をいただければというふうに思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

きんざいのほうから何かございますか。

- 次回のお部屋はまたこちらになります。一つだけお願いを言わせていただければと思います。初回から担当しておりました〇〇が4月から〇〇支社に転勤になります。それで、3月から引き継ぎに入りますので、この会に出席させていただくのはきょうが最後になります。3月の会は、あちらにあります〇〇から皆様にご案内を差し上げることになりますので、ひとつよろしく願いいたします。ちょっとだけいいですか。

- どうぞ。

- 2年間、どうもお世話さまでした。4月から〇〇支社のほうに行きますので、〇〇の競売制度について勉強していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いします。

- 大変長い間ありがとうございました。

それでは、これで、本日の研究会は終わりたいと思っております。どうも長時間ありがとうございました。